

序 文

産業連関表とは何か

1 産業連関表の概念と作成目的等

(1) 産業連関表とは

経済を構成する各産業は、相互に密接な取引関係を結びながら生産活動を営んでいる。そのため、ある産業に需要が生じると、その需要に対応するために財・サービスの生産が必要となり、これら生産活動を行うための原材料等の購入が行われる。そして、生産された財・サービスの販売等の連関を通じて、あたかも水面に投じた石が波紋を広げていくように、直接又は間接に、他の産業に影響が及んでいく。

また、生産活動が行われた結果として生じる付加価値^(注1)の一部は、雇用者所得として労働者に配分され、それにより、新たな需要を発生させ、それは、生産の増加のみならず、生産増に対応するための投資の拡大につながっていく。

産業連関表は、このような財・サービスの生産状況や、産業相互間及び産業と最終需要部門（家計など）との間の取引などの状況を、一国又は一定の地域における一定期間（通常は1年間）を対象として、行列形式で統計表にまとめた加工統計である。言い換えれば、産業連関表は、産業ごとの規模の大小はあるものの、各産業が、相互に助け合い、支え合って、社会が成り立っているという実態を、抽象的な観念論ではなく、数値という具体的なものとして見るることができるものということができる。

(注1) 産業連関表では、「資本減耗引当」（いわゆる減価償却費）を含む付加価値として「粗付加価値」の概念を用いている。

(2) 産業連関表の作成目的

産業連関表を開発したのは、ロシア生まれのアメリカの経済学者W・レオンチェフ（Wassily Leontief、1906～1999）である。レオンチェフによる最初の産業連関表は、1936年（昭和11年）に公表されたものとされているが、この産業連関表による経済分析（産業連関分析）の手法は、アメリカ政府の労働統計局によって認められ、1941年（昭和16年）以降は同局の援助によって発展することとなった。その後、1944年（昭和19年）、アメリカ政府の戦時生産局計画部において行われた第二次世界大戦後の経済予測に際して、産業連関分析は、他の分析方法によるものと比較して、非常に高い精度を示した。このことを契機として、産業連関表は、その有用性と重要性が広く認められるようになり、世界各国において作成されるようになった（レオンチェフは、この功績により、1973年（昭和48年）にノーベル経済学賞を受賞した。）。

我が国においても、経済審議庁（後の経済企画庁、現在の内閣府）、通商産業省（現在の経済産業省）等が、それぞれ独自に、昭和26年を対象年次とする試算表を作成した後、昭和30年を対象年次とするもの以降は、関係府省庁の共同事業として作成している（我が国における産業連関表作成事業の沿革については、付録第3章を参照）。

このように日本も含めた世界各国において、産業連関表が広く作成されるようになった背景には、一国（又は一定の地域）の経済全体の構造を俯瞰（ふかん）するとともに、経済の将来予測や波及効果分析などを客観的かつより正確に行うためには、各部門間で行われた詳細な取引状況及びそれから計算される各種係数が不可欠だからであり、産業連関表の作成目的は、そのような利活用を可能とすることにある。

(3) 産業連関表の主な利用

ア 他の経済統計作成の基礎資料

我が国の産業連関表は、5年^(注2)ごとに、多種多様な統計資料を用いて作成され

ており、その結果は、様々な経済統計において基準値として利用されている。

例えば、内閣府が推計する「国民経済計算」^(注3)は、コモディティ・フロー法^(注4)等によって推計されているが、その商品別生産額に占める中間需要と最終需要の配分比率の決定などにおいて、産業連関表のデータが不可欠なものである。また、「第3次産業活動指数」(経済産業省)や「企業向けサービス価格指数」(日本銀行)などのウェイト計算においても、同様の状況にある。さらに、毎年作成されている延長産業連関表(経済産業省)は、5年ごとの産業連関表を基準にして、これにその後の計数の変化を加味して推計されているほか、各都道府県等の地域産業連関表や国際産業連関表などについても、5年ごとの産業連関表が基準となっている。

(注2) 産業連関表は、昭和30年(1955年)表以来、西暦年の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成することを原則としてきたが、前回作成した産業連関表は、重要な基礎資料となる「経済センサス-活動調査」の調査対象年次が平成23年であったため、これに合わせて、当該原則とは異なるものの、平成23年(2011年)を作成対象年次とすることとし、前回表との間が4年となっている。

(注3) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項第2号により、「基幹統計」であることが直接法定されている。

(注4) 国内生産額について、財・サービスが生産又は輸入された後、流通段階を経て、最終使用者に購入・処分されるまでの経路(流れ)に沿って推計する方法をいう。

イ 産業連関分析

(ア) 経済構造の現状分析

産業連関表の取引基本表には、財・サービスの国内生産額、需要先別販売額(中間需要、消費、投資、輸出等)及び費用構成(中間投入、雇用者所得、資本減耗引当等)が、部門ごとに詳細に記録されている。これらを係数化することにより、産業間の連結関係、最終需要と生産との関係などを把握し、経済構造の特徴を読み取ることができる。

(イ) 経済の機能分析・効果測定

産業連関表の取引基本表から計算される投入係数、逆行列係数などの各種係数(付録第2章を参照)を用いることにより、最終需要の増減が、各財・サービスの生産等にどのような影響を及ぼすかを数値的に明らかにできる。また、公共投資などの各種施策やイベントの実施に伴う経済波及効果を分析することができ、経済に関する各種計画や見通しの作成の際に客観的なデータを提供することができる。

2 産業連関表の構造

ある部門は、他の部門から原材料や燃料等を購入(投入)し、それを加工(労働・資本等を投入)して別の財・サービスを生産する。そして、その財・サービスをさらに別の部門における生産の原材料等として、あるいは、家計部門等に最終需要として販売(産出)する。このような「購入-生産-販売」という関係が連鎖的につながり、最終的には、各部門から家計、政府、輸出などの最終需要部門に対して必要な財・サービスが供給されて、取引は終了する。

産業連関表の「取引基本表」^(注5)は、これらの取引を一つの統計表にまとめたものであり、このような各部門における、財・サービスの投入及び産出の構造を表すものであることから「投入産出表」(Input-Output Tables(略してI-O表))とも呼ばれている。

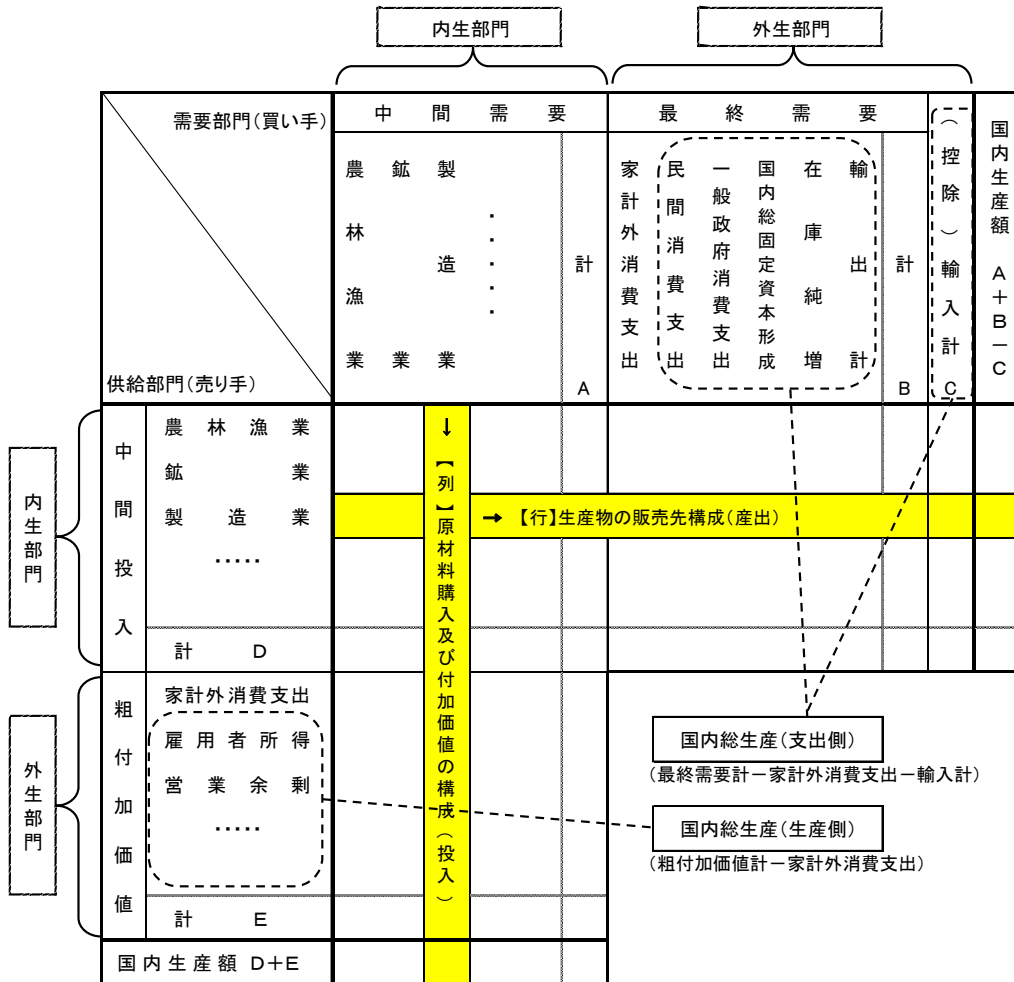
取引基本表の概念図は、次ページの**参考図**のとおりである。^(注6)

(注5) 「産業連関表」で総称される統計表の中には、さまざまなものが含まれるが、「取引基本表」が、それらの基礎となる最も重要な統計表であり、それ以外の統計表は、付帯表を除いて、基本的には、取引基本表の数値を算術的に処理す

る等により派生的に求められるものである。そのため、単に「産業連関表」と呼ぶときは、通常、取引基本表のことを指す。平成22年に統計法上の「基幹統計」に指定された「産業連関表」も、取引基本表のことを指している。

(注6) 取引基本表は、本来、参考図のような行列表であるが、基本分類及び統合小分類においては、部門数も多く、取引基本表全体を一つの行列表として表章すると、計数が読み取りにくい場合がある。このため、基本分類及び統合小分類の取引基本表については、従前から、部門分類ごとの列(タテ)方向のデータを表章した「投入表」と、部門分類ごとの行(ヨコ)方向のデータを表章した「産出表」に分けて公表している。

〔参考図〕産業連関表(取引基本表)の概念図



【表の見方】

◆タテ方向の計数の並びを「列」(column)という。各列では、その部門の財・サービスの生産に当たって用いられた原材料、燃料、労働力などへの支払いの内訳(費用構成)が示されており、産業連関表では、この支払いを「投入」(input)という。

◆ヨコ方向の計数の並びを「行」(row)という。各行では、その部門で生産された財・サービスの販売先の内訳(販路構成)が示されており、産業連関表では、この販売を「産出」(output)という。

【行と列のバランス】

産業連関表では、行方向の国内生産額(A+B-C)と列方向の国内生産額(D+E)とが一致するように作成されており、その結果、次のようなバランス式が成り立っている。

なお、①及び②については、各行・列の部門ごとに成立するが、③及び④については、部門全体の合計についてのみ成立し、部門ごとには成立しない。

- ① 総供給＝国内生産額＋輸入計＝中間需要計＋最終需要計＝総需要
- ② 国内生産額＝中間需要計(A)＋最終需要計(B)－輸入計(C)＝中間投入計(D)＋粗付加価値計(E)
- ③ 中間投入計＝中間需要計
- ④ 粗付加価値計＝最終需要計－輸入計 ⇒ これを「二面等価」という。

第 1 部

平成 27 年（2015 年）産業連関表の作成の基本

第 1 部については、平成 29 年 8 月 24 日付けで、産業連関部局長会議決定として取りまとめたものである。

なお、平成 27 年（2015 年）産業連関表作成基本方針については、平成 28 年 3 月 18 日付けで産業連関部局長会議決定として策定済みのものであるが、基本要綱が同基本方針を具体化するものであること、また、最新の状況を踏まえて第 1 部の決定に合わせて改正したことから、第 1 部第 1 章に掲載している。

第1章 平成27年（2015年）産業連関表作成基本方針

平成28年3月18日
産業連関部局長会議決定
改正：平成29年8月24日

我が国の産業連関表は、その作成に当たり広範多岐にわたる分野の膨大な統計資料等を用いていること等から、関係府省庁の共同事業体制をとっている。

このため、関係府省庁は、産業連関表を取り巻く社会・経済状況の変化や諸課題に適切に対応しつつ、産業連関表作成上の検討事項等に関して共通認識を持つことが必要である。

本方針は、こうした共通認識の確保のため、平成27年（2015年）産業連関表の作成事業に係る基本的事項を定めたものである。

1 平成27年（2015年）産業連関表の作成目的等

産業連関表は、財・サービスの生産活動における産業相互の連関構造、生産活動と最終需要面・付加価値面との関連といった国の基本的な経済構造を明らかにする重要な加工統計であるのみならず、国の経済見通しや各種経済政策の作成、個別施策の経済波及効果分析等に活用されているほか、国民経済計算等の各種経済統計等の基礎データにもなっている。

また、産業連関表は、消費、投資、輸出などの最終需要の変化が各産業の財・サービスの生産に及ぼす影響などを計数的に明らかにすることが可能であることから、民間企業等においても関連業界の動向の将来予測等にも幅広く利用されている。

さらに、産業連関表は、国際連合が示している国民経済計算体系において、それを構成するサブシステムの1つに位置づけられ、基本的に国際比較可能性が確保されていることから、国際機関や各国の政府研究機関等において各国の産業構造の比較等にも広く利用されている。

このため、産業連関表は、上記重要性にかんがみ、平成22年7月に、公的統計の中核をなす統計として、統計法上の基幹統計に指定されている（指定した旨の公示は平成22年9月）。

一方、産業連関表を取り巻く状況は、「経済センサス-活動調査」の実施に伴う平成23年（2011年）を作成対象年とした前回の産業連関表（以下「平成23年表」という。）の作成時同様大きく変化しており、平成27年（2015年）を作成対象年とする今回の産業連関表（以下「平成27年表」という。）についても、特に重要なものとして以下の点が挙げられる。

- ① 産業連関表関係の諸課題が盛り込まれた平成26年の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「基本計画」という。）の策定
- ② 産業連関表の部門分類の概念・定義等に関して整合性の確保を図る必要がある国民経済計算体系の2008年国際連合勧告や日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）の平成25年改定
- ③ 「経済センサス-活動調査」の調査時期の変更への対応（平成23年を対象年に実施した前回の同調査時期（平成24年2月）と比べ、平成27年を対象年に実施する今回の調査実施時期は4か月繰り下げ（平成28年6月）となる。）

こうしたことから、上記状況の変化を踏まえつつ、産業連関表を作成することとし、その作成に当たっての基本的事項を以下のとおり定める。

なお、産業連関表は、昭和30年（1955年）表以来、西暦年の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成することを原則としてきたが、前回作成した産業連関表は、重要な基礎資料となる「経済センサス-活動調査」の調査対象年次が平成23年であったため、これに合わせて、当該原則とは異なるものの、平成23年（2011年）を作成対象年とすることとした。しかしながら、今回は同調査が平成27年（2015年）を作成対象年とするため、従来西暦年の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成する原則に戻すこととし、名称は平成27年（2015年）産業連関表とする。

2 事業の実施体制

(1) 共同事業体制

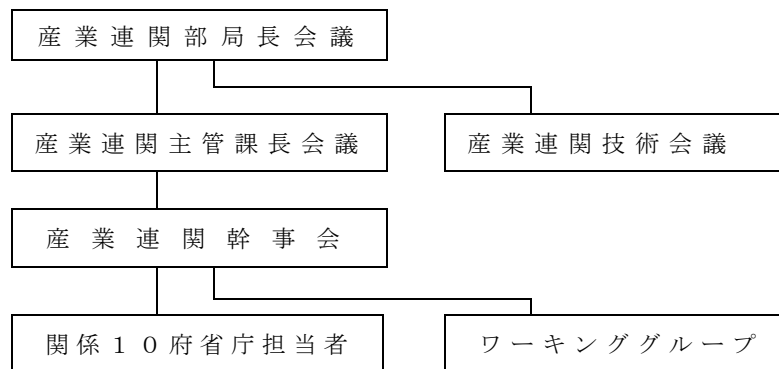
平成27年（2015年）産業連関表の作成は、平成27年度を初年度とする6か年度にわたる事業とし、総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の10府省庁の共同事業体制により行う。

なお、必要に応じてその他の関係機関の協力を得るものとする。

(2) 事業組織及び作成業務の分担

ア 産業連関表の作成を円滑に進めるため、産業連関部局長会議等の機関を設ける。事業の実施体制及び各機関の機能と構成は、次のとおりとする。

< 事業の実施体制 >



< 各機関の機能と構成 >

- ① 産業連関部局長会議
産業連関表に関する基本事項を決定するため、関係府省庁の関係部局長をもって構成する。
- ② 産業連関主管課長会議
産業連関表に関する重要事項を決定するため、関係府省庁の主管課長をもって構成する。
- ③ 産業連関技術会議
産業連関部局長会議に対して産業連関表に関する技術的な助言を行うため、学識経験者をもって構成する。
- ④ 産業連関幹事会
産業連関表に関する事項の関係府省庁間の連絡及び関係府省庁に共通する問題の処理を行うため、関係府省庁の担当者の代表をもって構成する。必要に応じて部外協力者を参加させることができる。

⑤ ワーキンググループ

産業連関表の部門分類、概念・定義、推計方法等に関する具体的問題を集中的に検討するため、関係府省庁の担当者をもって構成する。

イ 関係府省庁の具体的な作成業務の分担は、「平成27年（2015年）産業連関表作成基本要綱」において決定することとする。

なお、各府省庁の主たる作成業務の分担は次のとおりである。

< 各府省庁の主たる作成業務の分担 >

府省庁	主たる作成業務の分担
総務省	① 立案、連絡、調整及び公表の総括 ② 電子計算機による製表及び分析計算 ③ 郵便・信書便、情報通信（他府省庁が担当する部門を除く。） ④ 最終需要部門のうち輸出入
内閣府	① 下水道、公務、その他の非営利団体サービス、対個人サービス（他省庁が担当する部門を除く。） ② 最終需要部門（輸出入を除く。） ③ 粗付加価値部門（雇用者所得を除く。）
金融庁	金融・保険
財務省	塩、酒類、たばこ、法務・財務・会計サービス
文部科学省	教育・研究
厚生労働省	① 医薬品、上水道・簡易水道、医療・福祉、労働者派遣サービス、建物サービス、生活衛生関係サービス ② 粗付加価値部門のうち雇用者所得
農林水産省	農林漁業、飲食料品製造業（酒類及びたばこ部門を除く。）、木材
経済産業省	① 鉱工業（他府省庁が担当する部門を除く。）、再生資源回収・加工処理、電力・ガス・熱供給、工業用水、商業、情報サービス、新聞、出版、対事業所サービス（他府省庁が担当する部門を除く。） ② 事務用品
国土交通省	① 建設、不動産、土木建築サービス ② 運輸、船舶・同修理、鉄道車両・同修理
環境省	廃棄物処理

(3) 予算

産業連関表の作成に関する予算措置については、各年度の必要経費（職員の人件費を除く。）を総務省に一括計上し、これを作成業務の内容に応じて関係府省庁に配分することとする。

3 事業の内容

産業連関表（取引基本表）、係数表、付帯表及び接続産業連関表を作成する。これらの表の形式等については、次のとおりとする。なお、前記1で述べたとおり、経済センサス-活動調査の調査実施時期が繰り下げになる中で、前回表に比べ公表を早期化できるよう、作業の効率化に取り組む。具体的には、これまで速報及び確報の二段階で公表していたものを、速報の利活用が少ないことも勘案し、1回での公表（従来の確報をベースにしたもの）とする。

- (1) 産業連関表は、「商品×アクティビティ（商品）のクロス表」を作成する。表の種類は、価格評価の違いによる生産者価格評価表及び購入者価格評価表並びに輸入の扱いの違いによる競争輸入型表及び非競争輸入型表（基本分類のみ）とする。
- (2) 係数表は、原則として平成 23 年表に準じた表を作成する。
- (3) 付帯表は、その利用状況、作成方式を検討の上、産業連関表全体の作成作業の効率化、公表の早期化の観点からその作成の在り方を検討する。
- (4) 平成 27 年（2015 年）産業連関表完成後に、平成 17－23－27 年接続産業連関表を作成する。なお、その作成に当たっては作業の効率化の観点から表形式、実質化の方法も含めその作成の在り方を検討する。

4 作成上の留意点及び主な検討事項等

(1) 作成上の留意点

- ア 近年の我が国経済構造の急速な変化への対応の必要性や産業連関表の基幹統計としての指定を踏まえ、産業連関表の推計精度の一層の向上を図るため、推計基礎資料の収集・整備の充実及び改善を図る。
- イ 産業連関表の利用のニーズに合った部門の設定を行うとともに、特殊な扱いを可能な限り整理し、利用しやすい表を作成する。
- ウ 経済統計の体系整備及び国際比較可能性を高める観点から、国際連合が 2008 年から 2009 年にかけて採択した国民経済計算体系（以下「08 SNA」という。）における概念・定義との関係を整理する。
- エ 基礎資料の収集・整備、計数の推計、計数調整等各段階での作成業務の合理化・効率化を進める。

(2) 主な検討事項

ア 基本計画の課題への対応

基本計画に掲げられた産業連関表関係の諸課題について、以下により計画的に検討を進める。

① 基本価格表示による産業連関表の作成に向けた検討

基本価格表示による産業連関表については、推計に必要な一次統計資料の新たな収集も含め、その試算等作成方法、精度等の検討を行う。

② 自社開発ソフトウェア及び研究開発（R&D）に係る経費の産業連関表での取り扱いの検討

各部門の中間消費に含まれている自社開発ソフトウェアに係る経費及び研究開発（R&D）に係る経費について固定資本形成としての計上を図ることについては、産業連関表としての取り扱いに関して、定義範囲の検討、一次統計等推計資料の整備状況の検討を行うなど、基本要綱の作成までに結論を得る。

イ 08 SNA、産業分類の改定等に伴う課題への対応

① 概念・定義及び推計方法

平成 23 年表を基本としつつ、産業連関表の利用ニーズにも配慮して、産業分類の平成 25 年改定に準拠した概念・定義の検討を行う。併せて、08 SNA の概念・定義との整合性の確保を図る観点から、内閣府における国民経済計算上の取扱いの検討結果を平成 28 年度末までに得て、これを勘案しつつ、産業連関表上の取扱いに関する検討を計画的に行う。また、推計方法については、「経済センサス-活動調査」の調査内容を踏まえつつ、より一層の精度向

上の観点からの検討を行う。技術的事項については、産業関連技術会議を積極的に開催し、専門的見地からの検討を行う。

② 部門・品目分類

平成 23 年表を基本としつつ、産業分類や産業構造の変化等を踏まえ、国際標準産業分類等国際分類による国際比較可能性の確保にも配慮して、部門分類を検討する。特に「管理、補助的経済活動を行う事業所」への対応や再生可能エネルギー等新たな部門の創設について十分に検討する。併せて部門の担当府省庁について検討する。

③ 推計基礎資料の充実

推計基礎資料の充実を図るため、一次統計所管部署との連携を取りながら、既存統計の組替集計の内容について検討する。また、推計精度の向上の観点から、行政記録情報や民間統計の活用についても積極的に検討する。

(3) 作成の効率化及び相互協力

ア 平成 27 年（2015 年）産業関連表の精度向上と作成の効率化を図るため、産業関連表作成業務支援プログラムの継続的見直しを行う。

イ 産業関連表の作成には専門的知識と膨大な業務量を必要とするため、各府省庁は、要員の適正配置に努めるとともに、他の業務との適切な調整に十分に留意する。

ウ 各府省庁は、それぞれが共同事業組織の一員であることを十分に認識し、相互協力の下に作成を進める。

(4) その他

ア 産業関連分析や産業関連表の利用方法等の検討

各府省庁は、所管分野での産業関連分析や産業関連表の利用方法等の検討を引き続き行う。

イ 地域産業関連表の作成に係る地方公共団体への支援

地域産業関連表を作成する地方公共団体に対して、推計基礎資料の提供等の面で支援を行う。

5 作成スケジュール

作成スケジュールの概要は、別紙のとおりとする。

6 その他

今後の統計体系の整備の状況を踏まえて、平成32年（2020年）を作成対象年とする次回の産業関連表の作成のあり方について、その作成が円滑に開始されることに資するため、平成27年（2015年）産業関連表の作成期間（平成27年度を初年度とする6か年度）中に、必要に応じて検討を行うなど適切な措置を講じる。

平成27年(2015年)産業連関表作成スケジュール

年度	平成27年(2015年)度 1/四 2/四 3/四 4/四	平成28年(2016年)度 1/四 2/四 3/四 4/四	平成29年(2017年)度 1/四 2/四 3/四 4/四	平成30年(2018年)度 1/四 2/四 3/四 4/四	平成31年(2019年)度 1/四 2/四 3/四 4/四	平成32年(2020年)度 1/四 2/四 3/四
主要事項	基本方針の決定	基本要綱の決定			27年表の公表	接続表の公表
会議	基本方針の作成・審議・確定 ①事業の実施体制 ②作成上の留意点及び主な検討課題 ③作成スケジュール	基本要綱の作成・審議・確定 ①基礎的事項(表の種類と形式、部門設定、作業分担等) ②概念・定義・範囲等の検討 ③部門別推計方法の検討 ④作成課題の検討	生産額の推計 投入額・産出額の推計	取引基本表の調整作業 ①生産者価格調整 ②購入者価格調整	接続表作成方法の詳細検討 名目値の調整、時価表の作成 インフレーター作成方法の検討及び作成	接続表報告書の発行
作業	基本方針の作成・審議・確定 ①事業の実施体制 ②作成上の留意点及び主な検討課題 ③作成スケジュール	基礎的事項(表の種類と形式、部門設定、作業分担等)の検討 概念・定義・範囲等の検討 部門別推計方法の検討 作成課題の検討	生産額の推計 投入額・産出額の推計	取引基本表の調整作業 ①生産者価格調整 ②購入者価格調整	接続表作成方法の詳細検討 名目値の調整、時価表の作成 インフレーター作成方法の検討及び作成	接続表報告書の発行
作業	産業連関構造調査(27年度実施)の企画・実施・集計	既存統計調査、基礎統計の組替集計 ①貿易統計 ②その他	産業連関構造調査(28年度及び29年度実施)の企画・実施・集計 ①27年表基本要綱について ②27年表結果について ③その他	付帯表の作成 付帯表の作成方法の詳細検討 分析計算 報告書の作成	最終調整 付帯表の作成 分析計算 報告書の作成	接続表報告書の作成
作業	産業連関構造調査(27年度実施)の企画・実施・集計	産業連関構造調査(28年度及び29年度実施)の企画・実施・集計 ①部門別概念・定義・範囲について ②産業連関構造調査の実施について ③本経費等の推計方法 ④消費税の取扱いについて ⑤その他	産業連関構造調査(28年度及び29年度実施)の企画・実施・集計 ①27年表基本要綱について ②27年表結果について ③その他	報告書英文編の作成	①接続表の作成方法の検討 ②実質化の方法 ③32年章の作成手法、特別調査のあり方等の検討 ④その他	27年表の総括と32年表作成手法等についての検討
作業	①公的統計基本計画への対応 ②27年表基本方針について ③産業連関構造調査について ④その他	産業連関構造調査(28年度及び29年度実施)の企画・実施・集計 ①部門別概念・定義・範囲について ②産業連関構造調査の実施について ③本経費等の推計方法 ④消費税の取扱いについて ⑤その他	産業連関構造調査(28年度及び29年度実施)の企画・実施・集計 ①27年表基本要綱について ②27年表結果について ③その他	報告書英文編の作成	①接続表の作成方法の検討 ②実質化の方法 ③32年章の作成手法、特別調査のあり方等の検討 ④その他	27年表の総括と32年表作成手法等についての検討
作業	作成業務支援プログラムの改修	個別プログラムの改修	個別プログラムの改修	作成業務支援プログラムの運用		

〔参考〕平成27年（2015年）産業連関表作成機関名簿

(1) 産業連関部局長会議

総務省政策統括官（統計基準担当）
内閣府経済社会総合研究所次長
金融庁総務企画局長
総務省統計局統計調査部長
財務省大臣官房長
文部科学省生涯学習政策局長
厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）^{（注1）}
農林水産省大臣官房統計部長
経済産業省大臣官房審議官（調査統計グループ長）
国土交通省総合政策局情報政策本部長
環境省環境再生・資源循環局長^{（注2）}

(2) 産業連関主管課長会議

総務省政策統括官付統計審査官
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長
金融庁総務企画局企画課調査室長
総務省統計局統計調査部調査企画課長
財務省大臣官房総合政策課長
文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長
厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）^{（注1）}
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官
経済産業省大臣官房調査統計グループ調査分析支援室長
国土交通省総合政策局情報政策課長
国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長^{（注2）}

（注1）平成28年6月21日付け組織名変更に伴い変更

（注2）平成29年7月14日付け組織名変更に伴い変更

第2章 平成27年（2015年）産業連関表の作成基本フレーム

1 対象期間及び地域的範囲

(1) 対象期間

平成27年（2015年）1月から12月までの1年間を対象とする。

(2) 地域的範囲

「国内概念」を原則とし、日本国内で行われた生産活動及び取引を対象とする。

具体的には、日本国の領土から国内に所在する外国政府の公館及び軍隊を除いたものに、日本国の在外公館、日本企業が運用する船舶及び航空機を加えたものを範囲とする。

2 記録の時点

「発生主義」を原則とし、生産活動及び取引が実際に発生した時点で記録する。

3 金額による評価

取引活動の大きさは、「金額」で評価する。

4 部門分類

(1) 部門分類の原則

ア 行部門は、財・サービス（以下「商品」という。）の販売先構成を表す部門であり、原則として商品分類により分類する。列部門は、生産活動ごとの費用構成を表すものであり、原則として「生産活動単位」、いわゆるアクティビティ・ベース^(注1-2-1)により分類する。

(注1-2-1) 一つの商品が一つのアクティビティに対応する部門については、列部門についても商品分類となっている。

イ 取引基本表の表章上、最も詳細な分類である「基本分類」については、生産活動単位による分類のほか、2008 SNA^(注1-2-2)との整合性を図るため、「生産活動主体」による分類機能も持たせる。

生産活動主体分類は、以下のとおりとし、基本分類の名称末尾に★印を付すことにより区分する。

- ・「★★」は、「非市場生産者（一般政府）」
- ・「★」は、「非市場生産者（対家計民間非営利団体）」
- ・無印は、「市場生産者」

(注1-2-2) 2008 SNAとは、国際連合が、2008年（平成20年）から2009年（平成21年）にかけて採択した国民経済計算の体系をいう。

(2) 部門分類の種類

ア 基本分類

(ア) 基本分類は、行509部門、列391部門^(注1-2-3)とする。各部門に付するコード（以下「分類コード」という。）については、行部門は7桁、列部門は6桁で表示する。

(注1-2-3) 産業連関表は、内生部門、粗付加価値部門及び最終需要部門から構成され、それぞれに基本分類が設けられるが、産業連関表の大きさを表す部門の数については、一般的に、内生部門の行及び列の部門数をもって表される。したがって、行509部門及び列391部門には、それぞれ粗付加価値部門及び最終需要部門の基本分類の数は含まれていない。

(イ) 各基本部門の概念・定義・範囲は、第3部第2章のとおりであり、平成23年表からの変更点については、それぞれの部門の〔平成23年表からの変更点〕欄に記載している。

(ウ) 計数調整は、原則として、基本分類により行う。

イ 細品目分類

行部門の更に詳細な分類として、「細品目分類」を設ける。

細品目は、10桁の分類コードで表示する。国内生産額の推計は、細品目を行部門に積み上げて推計する。

ウ 統合分類

基本分類を統合して「統合分類」を設ける。

統合分類は、統合小分類(187部門)、統集中分類(107部門)及び統合大分類(37部門)とする。

なお、産業連関表の説明用ひな型として、13部門表も作成する。

(3) 基本分類及び統合分類の名称と分類コード

ア 基本分類及び統合分類を構成する部門の名称及び分類コードの一覧は、第3部第1章のとおりである。

イ 基本分類及び統合分類を構成する部門の名称及び分類コードに係る平成23年表との相違については、第1部第3章の別表3のとおりである。

(4) 特殊符号

表章上、分類コードに補足情報が必要となる場合には、以下の区分に応じて、該当する数字を、特殊符号として分類コードの末尾に付す。

屑投入	……	2
屑発生	……	3
副産物投入	……	4
副産物発生	……	5
商業マージン	……	6
国内貨物運賃	……	7

(5) 最終需要部門と粗付加価値部門

原則として、国民経済計算（内閣府が作成する基幹統計）と整合性のとれた分類とする。ただし、家計外消費支出は、最終需要部門及び粗付加価値部門に設ける。

5 取引基本表の基本構造

(1) 商品×アクティビティ（商品）表

〔行〕商品×〔列〕アクティビティ（商品）の表を直接作成する。

(2) 価格評価と表形式

ア 生産者価格評価表と購入者価格評価表の両方を作成する。

イ 基本分類及び統合小分類による投入表及び産出表は、生産者価格、商業マージン額、国内貨物運賃額及び購入者価格を表章することにより、生産者価格評価表と購入者価格評価表の両方が読み取れる表とする。

ウ 消費税については、従前から、実際に取引される価格を的確に表章するために、価格評価に含んで扱っているが、平成27年表の作成に当たっても、引き続き、価格評価に含むこととする。

また、納税額は、引き続き、「間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」に計上する。

(3) 輸入の扱いと表章形式

輸入は、「競争輸入型」^(注1-2-4)により表章する。

なお、輸入額を取引基本表の内数として表章することで、「非競争輸入型」に組み替えることも可能とする。

(注1-2-4) 平成23年表までも「競争輸入型」を原則として採用していたが、小麦、大豆等の一部部門において輸入品の行部門を別掲していたことから、正確には「競争・非競争混合輸入型」であった。しかし、平成27年表における部門分類ではこれらの別掲を行わないことから、表章形式が混合型ではなくなった。

6 国内生産額及び輸出入品の価格評価

(1) 国内生産額の価格評価

「実際価格」に基づく「生産者価格」で評価する。

(2) 輸出入品の価格評価

普通貿易の輸入品は、国際貨物運賃及び保険料が含まれたC I F（cost insurance and freight）価格で評価する。

普通貿易の輸出品は、本船渡しのF O B（free on board）価格で評価する。

7 特殊な扱いをする部門

(1) コスト商業及びコスト運賃

コスト商業及びコスト運賃は、平成23年表と同様の範囲を推計する。

(2) 屑・副産物の扱い

屑・副産物は、再生資源回収・加工処理部門を設け表章する。同部門は、「屑・副産物」そのものを含めないこととし、回収・加工に要する経費だけを表章する部門として取り扱う。

屑・副産物の範囲は、投入調査等の結果を勘案しながら、見直しを行うこととする。

(3) 帰属計算を行う部門

次の部門について帰属計算を行う。

- ① 金融仲介サービス
- ② 生命保険及び損害保険の保険サービス
- ③ 持家住宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料

(4) 仮設部門

独立した生産活動が実際に行われているものではないが、産業連関表作成上の便宜及び利用目的を踏まえ、次の仮設部門を設ける。なお、仮設部門には、分類コードの末尾に「P」を付す。^(注1-2-5)

- ① 古紙
- ② 鉄屑
- ③ 非鉄金属屑
- ④ 自家輸送（旅客自動車）
- ⑤ 自家輸送（貨物自動車）
- ⑥ 事務用品

自家輸送（④及び⑤）については、表の利用上の要請に応え、自家輸送を表章した表と、これを各部門の財・サービスの投入として織り込み、自家輸送を表章しない表の2種類を作成する。

(注1-2-5) ①～③については、屑・副産物として、統計表の表章上は、特殊符号を付す（前記4(4)を参照）。そこで、これら特殊符号及び「P」の両者が、分類コードの末尾に並列する煩瑣を避けるため、統計表上の分類コードには「P」を付さない。この取扱いに伴い、④～⑥についても同様に、統計表上の分類コードには「P」を付さない。

したがって、「P」は、部門分類の一覧表及び部門別概念・定義・範囲の説明等、統計表以外の部分においてのみ用いる。

(5) 使用者主義と所有者主義

使用者主義と所有者主義の二つの考え方が適用できる物品賃貸業については、「所有者主義」により推計する。

推計部門は、次の6部門とする。

- ① 産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業

- ② 建設機械器具賃貸業
- ③ 電子計算機・同関連機器賃貸業
- ④ 事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業
- ⑤ スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業
- ⑥ 貸自動車業

なお、「不動産賃貸業」及び「労働者派遣サービス」部門についても、所有者主義で推計する。

(6) 中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人、認可法人等

中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人、認可法人等（以下「政府及び独立行政法人等」という。）の活動に関する取扱い及び部門分類（格付け）については、第1部第3章の別表4のとおりである。

8 付帯表

付帯表は、次のものを作成する。（注1-2-6）

- ① 物量表
- ② 屑・副産物発生及び投入表
- ③ 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）
- ④ 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）
- ⑤ 固定資本マトリックス
- ⑥ 産業別商品産出表（V表）
- ⑦ 自家輸送マトリックス

（注1-2-6）「商業マージン表」、「国内貨物運賃表」及び「輸入表」については、平成17年表までは付帯表の一部として位置付けていたが、取引基本表中の該当する数値を統合中分類ごとに集計したものであることから、平成23年表からは付帯表ではなく、統合中分類表の一部として位置付けを改めるとともに、公表は、インターネットのみで行うこととしている。（表1-2-1を参照）

9 作成する統計表

作成する統計表は、表1-2-1のとおりである。

統計表の様式については、基本的に平成23年表と同様とする。様式の変更については、今後必要に応じて検討する。

10 結果の公表

- ① 公表は、インターネット及び印刷物により逐次行う。
また、要旨は閣議に配布する。
- ② 印刷物は、総合解説編と計数編で構成する。また、英文編も作成する。

11 接続産業連関表

- ① 平成17年(2005年)－23年(2011年)－27年(2015年)接続産業連関表を作成する。
- ② 接続表は、生産者価格で作成する。
- ③ インフレータの作成方法については、十分な検討を行うこととする。
- ④ 作成する統計表は、業務の効率化も考慮しつつ今後検討する。
- ⑤ 推計結果の公表は、インターネット及び印刷物により逐次行う。

表1-2-1 平成27年表において作成する統計及びその公表形態一覧 (注1-2-7~1-2-9)

		基本分類	統合小分類 (187部門)	統合中分類 (107部門)	統合大分類 (37部門)	ひな型 (13部門)	
(1)「自家輸送」部門の表章あり							
①	取引基本表	産出表(生産者価格、購入者価格)	○	○			
		投入表(生産者価格、購入者価格)	○	○			
		生産者価格評価表(投入・産出行列形式)	◆	◆	○	○	○
		購入者価格評価表(投入・産出行列形式)			○	○	○
②	投入係数表(生産者価格評価)		○	○	○	○	
③	逆行列係数表	$[I-(I-\hat{M})A]^{-1}$		○	○	○	
		$(I-A^d)^{-1}$		○	○	◆	
		$(I-A)^{-1}$		○	○	◆	
④	最終需要項目別生産誘発額、生産誘発係数、生産誘発依存度		○	○	○	○	
⑤	最終需要項目別粗付加価値誘発額、粗付加価値誘発係数、粗付加価値誘発依存度		○	○	○	○	
⑥	最終需要項目別輸入誘発額、輸入誘発係数、輸入誘発依存度		○	○	○	○	
⑦	輸入係数、輸入品投入係数、総合輸入係数及び総合粗付加価値係数		○	○	○		
⑧	商業マージン表				◆		
⑨	国内貨物運賃表	○(注1-2-10)	○(注1-2-10)		◆		
⑩	輸入表				◆		
付 帯 表	⑪	物量表	○				
	⑫	屑・副産物発生及び投入表	○				
	⑬	雇用表(生産活動部門別従業者内訳表)	○	○	○		
	⑭	雇用マトリックス(生産活動部門別職業別雇用者数表)			○		
	⑮	固定資本マトリックス		○(注1-2-11)			
	⑯	産業別商品産出表(V表)			○		
	⑰	自家輸送マトリックス		○(注1-2-12)			
(2)「自家輸送」部門の表章なし							
①	取引基本表	投入表(生産者価格、購入者価格)	◆	◆			
		生産者価格評価表(投入・産出行列形式)			◆	◆	
②	逆行列係数表	$[I-(I-\hat{M})A]^{-1}$		◆	◆	◆	
		$(I-A^d)^{-1}$		◆	◆	◆	
		$(I-A)^{-1}$		◆	◆	◆	

(注1-2-7) ○は、インターネット及び印刷物の双方で公表予定であることを意味する。

(注1-2-8) ◆はインターネットのみで公表予定であることを意味する。

(注1-2-9) 本表に掲載する統計表以外に、平成27年表を作成する際に用いる国内生産額をまとめたものとして「部門別品目別国内生産額表」についても作成する。

(注1-2-10) 取引基本表において、部門ごとの内訳として表示している(商業マージン及び国内貨物運賃については、印刷物では産出表においてのみ表示)。

(注1-2-11) 資本財分類は、国内総固定資本形成に産出する行部門(基本分類)をもって構成し、資本形成部門分類(資本財の購入等により資本を形成した主体)は、統合中分類を基本に、特掲(細分)又は統合した部門のほか、住宅や道路などのように特定の生産部門の資本形成として格付けることが困難な一般的共通的な資産を「その他」として設ける。

(注1-2-12) 行部門は基本分類、列部門は統合小分類で作成する。

第3章 平成27年（2015年）産業連関表作成基本方針に示された課題の検討結果及び平成23年表との相違点等

本章は、平成27年（2015年）産業連関表作成基本方針（平成28年3月18日産業連関部局長会議決定。以下「基本方針」という。第1部第1章を参照。）において掲げられた課題の検討状況及び前回表（平成23年表）との相違点、次回表で検討すべき事項について統計改革推進会議における検討内容も含め記載する。

1 公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定。以下「基本計画」という。）の課題への対応等

(1) 基本価格表示による産業連関表の作成

2008 SNAによる定義では、

$$\text{基本価格} = \text{生産者価格} - (\text{インボイスされておらず控除不可能な生産物に課される税（間接税）} + \text{生産物に対する補助金})$$

とされるが、従来の産業連関表では、生産者価格からの消費税控除の推計が難しいことから、当該価格の表においては、消費税など間接税を含む扱いとしていた。平成27年表では、取引基本表は従来どおりとするが、その公表後に、下記のとおり、基本価格表示の参考表を公表する。

ア 間接税・経常補助金の対象について

現行の間接税・経常補助金は、①生産物に課される税（消費税、酒税、たばこ税等）、②生産に課されるその他の税（固定資産税等）、③生産物に対する補助金、④生産に対するその他の補助金から構成され、生産者価格から基本価格へ変換するためには①と③の調整が必要となる。

イ 基礎資料及び推計方法について

(ア) 過去の試算時の推計方法の概略

① 行部門ごとに、生産物に課される税・補助金の国内生産額に占める割合と金額を推計（例：消費税であれば5/105）

② 各行部門における、列部門の各セル（定義は第2部5(1)②を参照）をウェイトにして①を案分し、各セルの生産物に課される税・補助金分を推計

※ 今回は、②の推計において、国内生産物であれば輸入品は配分に関係しないため輸入表によって控除した取引額の利用も検討する。

(イ) 消費税の推計について

今回は、(ア)の推計に加え、列部門側からも、下記の計数により推計を行う。

$$\text{納税額A} - \text{還付額B} = \text{売上に占める課税額C} \quad (\text{課税対象売上Dから直接輸出Eを除いた8/108}) - \text{投入に占める課税額F} - \text{投資に占める課税額G}$$

<基礎資料>

① 国税庁資料

業種別等の件数と納税額・還付額・課税標準額（税抜き）・控除税額等の年度

データ（産業連関表は暦年のため2か年分）

② 平成28年経済センサス - 活動調査

次の調査事項により、D、E、F、Gを推計。推計に当たっては、法人企業・個人経営企業全体の平成27年度の売上高1,000万円超を対象とする。対象事業者が減っていることを踏まえ簡易課税を考慮しない。

- ・ 企業・事業所全体の産業22区分別の売上高 D
- ・ 事業所の詳細な産業別売上高 D
- ・ 企業全体の費用内訳（売上原価、動産・不動産賃貸料、外注費、地代家賃） F
- ・ 製造業のみの調査事項（投資の状況、有形固定資産（土地を除く）取得額、無形固定資産（ソフトウェアのみ）取得額、直接輸出出荷割合） E、G

③ 企業の管理活動等に関する実態調査

「直接輸出額」を把握しEの推計に利用（経済センサスでは製造業のみでしか得られない）。なお、調整項（間接輸出による商社が受ける消費税還付額）の推計に関連して、同調査において、「間接輸出額」も把握し、輸出総額に対する間接輸出割合も推計する。ただし、消費税や調整項の推計に当たっては、これ（企業業種別）を商品別割合に転換する。

④ その他

②、③に加え控除税額の基礎資料として設備投資を把握する統計も用いて補完する。また、自家生産・自家消費品の扱いなどについては、セルごとに、自家消費が多いと考えられるもの（今後整理）は課税対象とせずに、推計の対象としない。なお、前回の試算時は、企業内研究開発は自家消費としている。

(ウ) 間接税（消費税以外）・補助金

前回と同様の推計を行うが、企業内取引である上記④の処理も行う。

なお、特定の部門との対応付けが困難（かつ生産物に課される税）である間接税（不動産取得税、自動車取得税）の扱いについては、取引基本表や固定資本マトリックスの計数（住宅や乗用車等）も参考に、現行の間接税（除く関税・輸入品商品税）の列部門の分割に準じて、各部門の納税額を推計し、(ア)の推計を行う。

(エ) 関税・輸入品商品税の扱い

産業連関表では、関税や輸入品商品税（平成23年表の輸入品商品税は消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油税及び石油石炭税）について、最終需要の控除項目に計上した上で、財・サービスに当該額を上乗せして中間消費されている。

輸入に係る基本価格表示では、これらの関税や輸入品商品税分を控除する（(ア)と同様に各行部門における、列部門の各セル（輸入分）をウェイトにして案分し、各セルの生産物に課される税・補助金分を推計）。

(2) 研究開発の固定資本としての計上について

2008 SNA やそれに準拠した平成23年基準の国民経済計算の対応を踏まえ、平成27年表において、当期に生産された研究開発について、前回表まで主に内生部門や一般政府最終消費支出、対家計民間非営利団体消費支出とされていたことを変更し、国内総固定資本形成（公的）、国内総固定資本形成（民間）に計上する。従来は、当期に生産された研究開発は各部門において中間投入等されていたが、これに代わり過去から蓄積されたストックとしての研究開発資産から発生する資本減耗引当を付加価値として計上する。資本減耗引当は、恒久棚卸法により、欧州など諸外国の動向も踏まえ、平均使用年数9～15年の定率法で推計する。

ア 以下の部門を研究開発の固定資本としての対象とする。

- ・ 自然科学研究機関（国公立）★★
- ・ 人文・社会科学研究機関（国公立）★★
- ・ 自然科学研究機関（非営利）★
- ・ 人文・社会科学研究機関（非営利）★
- ・ 自然科学研究機関
- ・ 人文・社会科学研究機関
- ・ 企業内研究開発

イ 表章方法については、以下のとおりとする。

<従来イメージ>

	部門A	国内総固定資本形成
企業内研究開発（行）	100	
営業余剰		
資本減耗引当		

<見直しイメージ>

研究開発への支出100、研究開発（固定資産）からの減耗70の場合	部門A	国内総固定資本形成
企業内研究開発（行）		100
営業余剰	30	
資本減耗引当	70	

なお、従来との比較や分析に資するため、研究開発の総固定資本形成の部門別内訳を別に公表する。

非市場生産者（一般政府）及び非市場生産者（対家計民間非営利団体）の研究開発については、研究開発への支出額を、消費支出から総固定資本形成に振り替える。研究開発を固定資産として扱うことにより、過去から蓄積された研究開発資産から発生する資本減耗引当が増加し、それに伴い国内生産額及びその産出先の消費支出も同額増加する。

<従来イメージ>

	自然科学研究機関（国公立）★★	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	国内生産額
自然科学研究機関（国公立）★★		100	0	100
資本減耗引当	0			
その他付加価値	100			
国内生産額	100			

<見直しイメージ>

研究開発への支出100、研究開発(固定資産)からの減耗70の場合

	自然科学研究機関（国公立）★★	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	国内生産額
自然科学研究機関（国公立）★★		70	100	170
資本減耗引当	70			
その他付加価値	100			
国内生産額	170			

ウ 高等教育機関で行われる研究開発

高等教育機関が行う研究開発（附属研究所等の活動を除く。）については、国民経済計算との整合性を図ることから、「学校教育」の範囲から研究開発分を分割し、当該研究開発の費用を教育の国内生産額や消費支出から減額して、研究開発部門に含める（学部の種別に応じての研究開発部門に含める案を中心に更に検討）。費用の推計は、「科学技術研究調査」により研究費を把握し、また、研究業務に係る人件費を「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」を用いて把握することにより行う。

また、研究開発部門の資本形成は学校教育部門が取得したものとし、減耗は同部門の資本減耗引当に計上し、国内生産額は当該額増額する。その増額分は消費支出に加算する（大学医学部附属病院も同様）。

なお、大学の附属研究所等における研究開発は、従来から、自然科学又は人文・社会科学研究機関等に含まれており、変更しない。

エ 企業内研究開発の対象と輸出入の計上

企業内研究開発としては、基礎資料である科学技術研究調査の研究費は外部との関係如何（資金提供・委託など）にかかわらず自社で使用したものを対象とすることに留意し、国民経済計算と同様に、（国際収支統計から得られる）輸出入を計上する（なお、前回の企業内研究開発の定義・範囲においても「企業が、事物・機能・現象などについて新しい知識を得るために、あるいは、既存の知識の新しい活動の道を開くために行う創造的な努力及び探求の活動」とされており、外部との関係は触れられていない。）。

研究開発の対象となるものが、①研究開発サービス（(i) 研究開発の費用、(ii) 研究開発の成果たる特許権等の売買額）^(注1-3-1)、②特許権等の利用料なのかについては、国民経済計算と同様に、

- ・ 研究開発の国内生産額は、外部との関係如何にかかわらず、科学技術研究調査の社内使用研究費等から生産費用の積上げにより推計する。
- ・ 国際収支統計の①に係る輸出入のうち(ii)相当額については、多くの資本財の輸出入と同様に、当該特許権等に係る研究開発がされた時期にかかわらず、産業連関表における研究開発部門の取引額に含むものとし、純輸出額と国内生産額との調整は国内総固定資本形成で行う。
- ・ ②は、国際収支統計や国際標準産業分類なども踏まえ、研究開発に含めず、別途、特許等使用料の検討において整理する。

(注1-3-1) 2008 SNA勧告と整合的に、IMFの「国際収支統計マニュアル第6版」(以下「BPM6」という。)でも、「研究開発サービス」の輸出入に、基礎研究、応用研究等のサービスの他、特許権等の売却も含む。一方、特許権の使用料については、「研究開発サービス」ではなく「産業財産権等使用料」に計上される。なお、平成23年表では、同様の項目(BPM5)を用いて、「自然科学研究機関(産業)」や「人文・社会科学研究機関(産業)」の輸出入も推計しており、今回も同項目の配分を行う。

オ 企業内研究開発の営業余剰の計上

国民経済計算では、2008 SNAと整合的に、市場生産者による研究開発に営業余剰を考慮していることから、平成27年表についても、それらの生産により一定の収益が得られるとして研究開発費用に一定の利益率を乗じて計上する。

カ その他

研究開発の中で行われる自社開発ソフトウェアの費用については研究開発費用から控除しない(自社開発ソフトウェアについては下記を参照)。

(3) 自社開発ソフトウェアなどのサービス活動について

産業連関表において、本社活動や知的財産を創出する活動などの把握のほか、国民経済計算との整合性にも留意する必要があると考えられる一方、これらの推計には、国民経済計算と比べると詳細な部門別の推計が必要であり、基礎資料等の制約もあることから、平成27年表では、取引基本表と別に、このような活動を推計した参考表を作成する。

ア 自社開発ソフトウェアについて

下記のとおり、取引基本表には導入せず、その公表後に、取引基本表などを用いて参考表を作成する。

- ・ 各部門から自社開発ソフトウェア活動を特定する必要があるところ、人件費について、ソフトウェア従事者の人件費自体は基礎統計から部門ごとに一定の精度による推計ができるが、このうち自社開発ソフトウェア活動分を特定するために

各部門の自社開発ソフトウェアの従事割合など一定の前提に基づく推計が必要であり、詳細な部門別の推計が難しいこと

- ・ 人件費以外についても、現状では産業連関表の情報サービス業の投入額自体を用いた推計が必要であること
- ・ 企業会計ベースからの推計についても、ソフトウェア業以外では自社開発ソフトウェアの計上を行っていないのではないかとの指摘があり、各部門の把握が難しいこと

イ 本社活動について

いわゆる本社活動（管理、補助的経済活動を行う事業所の活動）は詳細な部門別の推計が難しく、取引基本表には本社部門を設けないこととし、参考表として本社マトリックスを作成する。

ウ 特許等サービスなどの利用について

特許等サービスの利用料を詳細な部門別に推計することが困難であることから、取引基本表には含めず、その公表後に参考表を作成する。

※ 平成23年基準の国民経済計算においては、

- ・ 国際収支統計の産業財産権等利用料を用いてサービスの輸出入として計上。
- ・ 国内取引について、経済産業省企業活動基本調査の「技術取引」（国内からの受取（著作権分を控除））を用いて全て中間消費として計上。

これらの推計により、特許等サービスについて、従来の財産所得から変更し、生産とそれに対する支払として記録。

(4) 上記以外のSNAとの整合性への対応等について

産業連関表においては、上述の研究開発の固定資本計上のほか、国民経済計算との整合性を図るため別表1のとおり対応する。

2 基本計画以外の産業連関技術会議における検討事項

(1) 調整項について

ア 調整項については、以下のとおり課題があり、調整項部門自体は削除するものの、調整項相当額を各部門の取引額から控除せず、輸出部門に計上する形として、その推計によって国内生産額に影響を及ぼさない対応とする。なお、従来との比較のため、部門別の調整項相当額は公表する（調整項相当額を各部門の取引額から控除した表を作成可能。）。

イ 基礎資料や推計方法の概要

- ・ 各行部門ごとに、
「調整項」 = 「輸出（普通貿易）」（生産者価格）（⇒税抜き価格）
×「間接輸出割合」
×「消費税率」
- ・ 間接輸出割合については、製造業製品では、
経済センサスによる直接輸出額（＝事業所全体の売上×それに占める直接輸出額の割合（%：有効数字5桁））
／貿易統計の輸出額
により推計し、それ以外は、他の資料や前回表などを利用して個別に推計
- ・ 「輸出（普通貿易）」（生産者価格）は、貿易統計により「輸出（普通貿易）」（購入者価格）を集計し、別途行部門別のマージン額（国内需要・輸出合計）を推計し、それから輸出（普通貿易）に配分して、当該セルのマージン額を推計している（いわゆる皮ハギ（第2部5(4)を参照））。

ウ 基礎資料や推計方法の課題

事業所によっては、国内向け・輸出向けにかかわらず卸売に財を一括で卸している場合もあると考えられ、当該事業所にとって、間接輸出される財が国内向けか区別しづらい状況もある。このため、間接輸出を把握している統計調査はほとんどない。

したがって、基礎資料の状況から、現行の各財の国内生産額（基本分類よりも細かい10桁分類別に推計）の推計精度よりも、調整項の精度は劣ると考えられる。

※ 今回は、企業の管理活動等に関する実態調査により、企業全体の輸出額と直接・間接輸出額を把握することとし、間接輸出割合の推計に利用する予定であるが、これも企業業種での把握にとどまる。

以下のように調整項推計には様々な誤差が生じていると考えられる。

⇒ 経済センサスの直接輸出額は、事業所単位で一括した額でしか把握されず、各行部門ごとに把握できないため、その推計に誤差が生じ得る。

⇒ 間接輸出割合の分子・分母は、それぞれ異なる統計から推計することになり整合性が十分とはいえないと考えられる。

⇒ 前述のとおり貿易統計は購入者価格で把握されているため、それから輸出（普通貿易）（生産者価格）を推計する際に誤差が生じ得る。また、調整項の間接輸出割合と皮ハギ時のマージン率は別プロセスの推計となっている。

エ 前回表からの見直し

マージンと調整項の関係について、輸出（普通貿易）のマージン額の推計に当たり、工場出荷時価格を税込みとすることを徹底する。

各財の間接輸出に係る消費税還付分を国内生産額に計上するか	計上する。
各財・商業の間接税	各財（列）の間接税は、還付分を含む。商業（列）の間接税は、還付分を控除する。
工場出荷時の価格	各財の工場出荷時の価格は税込み
各財（行）の還付分の扱い	調整項を設けない、かつ、輸出の生産者価格を税込み → 調整項部門を削除し、輸出（普通貿易）（生産者価格）に含める（結果的に、輸出（普通貿易）生産者価格は税込みとなり、工場出荷時価格は税込みと整合する。）。 （cf 平成23年表検討時は、調整項を設ける、かつ、輸出の生産者価格を税抜きとする案が検討された。）
マージンの整理	商業の国内生産額は、工場出荷時価格を税込みとして推計

(2) 公表の早期化・作業の効率化

基本方針にあるとおり、経済センサス-活動調査の調査実施時期が繰り下げになる中で、前回表に比べ公表を早期化できるように、これまで速報及び確報の二段階で公表していたものを、速報の利活用が少ないことも勘案し、1回での公表（従来の確報をベースにしたもの）とする。

接続表についても、部門設定時に各時点表の部門分割による作業を避けるなどの対応を行ったうえで、業務の外部委託も含め更なる効率化を検討する。

3 部門分類

(1) 部門分類等の見直し

平成27年表における部門分類について、部門分類の設定等に関する主な変更の概要については、

- ①子ども・子育て制度の拡充に係る状況を把握するための保育部門の分割
- ②建築リフォームに係る基礎統計整備に伴う建築補修部門の見直し

などを行った。それ以外の事項も含め、主な変更の概要は表1-3-1及び別表2のとおりである。

表1-3-1 主な変更の概要

課題	主な関係部門	主担当府省庁	検討結果
保育所部門の新設	社会福祉	厚生労働省	「社会福祉（国公立）★★」、「社会福祉（非営利）★」、「社会福祉（産業）」部門から分割し「保育所」部門を新設
飲食サービス部門の分割	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス	農林水産省	平成23年表の「飲食サービス」部門を、「飲食店」部門及び「持ち帰り・配達飲食サービス」部門に分割
建設補修の一部を国内総固定資本形成へ計上	建設補修	国土交通省	建築物リフォーム・リニューアル調査の結果を考慮し、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、建築物の維持・修理については中間消費、機能向上や耐用年数の向上を伴う改装・改修については国内総固定資本形成とする。
学校給食	学校給食	文部科学省	統合分類は製造業に含まれていたものを教育に変更
家計外消費支出 ※福利厚生費と雇用者所得の関係整理	家計外消費支出、雇用者所得	内閣府 厚生労働省	娯楽・スポーツ費を「福利厚生費」部門から除き、雇用者所得（その他の給与及び手当）に含める。

また、基本分類及び統合分類に関する平成23年表と平成27年表との相違については、別表3のとおりである。

(2) 部門分類数

前記(1)記載の部門分類の変更により、平成27年表の部門分類数（内生部門）は、基本分類について、行部門が509、列部門が391となっているほか、統合分類については、小分類が187、中分類が107、そして、大分類が37となっている。

これら分類数の時系列推移については、表1-3-2のとおりである。

また、平成23年表と平成27年表における基本分類及び統合分類の数を産業別（産業連関表の13部門）に比較すると、表1-3-3のとおりであり、基本分類で変動があったのは、農林漁業（行が9部門減）、鉱業（列が1部門減）、製造業（行が4部門減、列が8部門減）、電力・ガス・水道（列が1部門減）、運輸・郵便（行列とも1部門増）、情報通信（行列とも1部門減）及びサービス（行列とも4部門増）である。

表1-3-2 部門分類数^(注1-3-2)の推移（平成17年、23年、27年）

	平成17年表	平成23年表	平成27年表
(1)基本分類 行	520	518	509
列	407	397	391
(2)統合小分類	190	190	187
(3)統合中分類	108	108	107
(4)統合大分類	34	37	37

表1-3-3 産業別部門分類数^(注1-3-2)の推移（平成23年、27年）

産業区分	平成23年表					平成27年表					
	基本分類		統合小分類	統合中分類	統合大分類	産業区分	基本分類		統合小分類	統合中分類	統合大分類
行	列	行					列				
1 農林水産業	46	29	13	5	1	1 農林漁業	37	29	13	5	1
2 鉱業	10	5	4	3	1	2 鉱業	10	4	3	2	1
3 製造業	325	237	112	55	19	3 製造業	321	229	111	55	19
4 建設	12	12	5	4	1	4 建設	12	12	5	4	1
5 電力・ガス・水道	7	9	5	4	3	5 電力・ガス・水道	7	8	5	4	3
6 商業	2	2	2	1	1	6 商業	2	2	2	1	1
7 金融・保険	6	3	2	1	1	7 金融・保険	6	3	2	1	1
8 不動産	4	4	3	3	1	8 不動産	4	4	3	3	1
9 運輸・郵便	26	22	15	9	1	9 運輸・郵便	27	23	15	9	1
10 情報通信	13	12	6	5	1	10 情報通信	12	11	5	5	1
11 公務	2	2	2	1	1	11 公務	2	2	2	1	1
12 サービス	64	59	20	16	5	12 サービス	68	63	20	16	5
13 分類不明	1	1	1	1	1	13 分類不明	1	1	1	1	1
計	518	397	190	108	37	計	509	391	187	107	37

(注1-3-2) 表1-3-2及び表1-3-3とも、内生部門の部門数を計上している。

4 次回表に向けた検討

(1) 統計改革推進会議における産業連関表に係る検討

産業連関表について、「生産面を中心に直したGDP統計への整備」の観点から、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）において、以下のとおり記述されており、今後、平成27年表の作業と並行して、統計改革推進会議のフォローアップ及び統計委員会の基本計画審議や統計法施行状況審議なども含めその対応が必要となっており、特にサービス分野の改善に向けた検討を進める。

・産業連関表作成府省庁は、2020年を対象年次とする産業連関表（2024年度公表予定）でサービス分野についてSUT体系による作成等を進め、内閣府は、2025年度に予定される国民経済計算（SNA）の基準改定で、副業の生産構造や投入構造の把握改善による年次SUTの刷新に取り組む。

産業連関表作成府省庁は、2025年を対象年次とする産業連関表（2029年度公表予定）からSUT体系に移行し、内閣府は、2030年度に予定されるSNAの基準改定において、全産業の直接推計による年次SUTの構築に取り組む。

(2) 公的部門の分類格付けにおける国民経済計算（SNA）との整合性

公的部門の分類格付けについては、基礎資料の制約等はあるものの、国民経済計算（SNA）とより整合性を図るべく引き続き調整を行う。

〔別表1〕

産業連関表に関して基本計画に掲げられた事項以外のSNAとの整合性の検討結果

事項	課題	平成27年表での対応
①仲介貿易 ※仲介国の財の輸出に計上	2008SNAでは、仲介貿易の対象となる財について、仲介料のサービスの貿易としての記録を取りやめ、仲介国が取得した際に「負の輸出」を、処分した際に「正の輸出」を記録することが提唱されている。	貿易統計において、通関を経由しない仲介貿易について捕捉しておらず、ほかにも財別の仲介貿易に関する基礎資料がないため、財の輸出に計上することは困難である。 国際収支統計における「仲介貿易商品」の正の輸出及び負の輸出の合計額を、コスト商業として「卸売」部門の「輸出（特殊貿易）」部門に一括して計上し、国内生産額に含める。
②加工貿易 ※所有権が移転しない場合は加工賃のみサービスの輸出入に計上	93SNAでは、輸出と輸入の所有権移転ベースの記録の例外として、財の輸出入とされていたが、2008SNAでは、加工賃の受払をサービスの輸出入として記録することが提唱されている。	国際収支統計では財ごとのデータが得られず、貿易統計のデータをを用いて、産業連関表の各列部門から加工用財貨分を控除することは難しいことから、平成27年表でも貿易統計を用いて「輸出（普通貿易）」部門、「(控除)輸入（普通貿易）」部門に記録する。
③所有権移転費用の扱いの精緻化 ※所有権移転に係る手数料等を資本形成	2008SNAでは、資産の取得・処分に係る所有権移転費用の対象について明確化され、また、その発生時に総固定資本形成として計上することが提唱されている。	「不動産仲介・管理業」部門のうち、売買仲介手数料に当たる生産額は、国内総固定資本形成に産出する。 「法務・財務・会計サービス」部門において、所有権移転費用に該当する費用について明確な切り分けが可能の場合、国内総固定資本形成として計上すべく検討を行う。
④娯楽・文学等の原本及びこれに係る著作権等使用料の扱い ※娯楽・文学作品等も資本形成、著作権使用料も生産に計上	2008SNAでは、固定資産である知的財産生産物の範囲として、R&D、コンピュータ・ソフトウェア、鉱物探査・評価、娯楽・音楽・文学・芸術作品等を挙げている。	投入調査の結果を参考にしつつ、次回平成32年表での導入に関して検証を行う。

事項	課題	平成27年表での対応
<p>⑤雇用者ストックオプション及び確定給付型企业年金の受給権 ※雇用者所得に雇用者ストックオプションを計上、また、確定給付型企业年金の受給権を発生ベースで計上</p>	<p>2008SNAでは、雇用者ストックオプションの価値を雇用者報酬（現物の賃金・俸給）に、また、確定給付型企业年金について、雇用者が追加的に勤務したことへの対価としての受給権の増分を雇用者報酬（雇主の社会負担）に記録することが提唱されている。</p>	<p>株式購入権の新規付与額を推計し、「その他の給与及び手当」部門に計上する。 雇用者所得のうち、「社会保険（雇用主負担）」部門に含めていた厚生年金基金並びに「その他の給与及び手当」部門に含めていた厚生年金基金の上乗せ給付に係る掛金及び確定給付企業年金への掛金に替えて、確定給付型企业年金に係る勤務費用相当分及び当該年金制度運用に係る費用（年金制度の手数料）を「その他の給与及び手当」部門に含める。</p>
<p>⑥ディーラー・マージン※金融サービスとして計上</p>	<p>2008SNAでは、金融資産の売買時にディーラーによって課される「暗黙の手数料」もサービス料（金融サービスの産出）であることが明示されている。</p>	<p>「民間金融（手数料）」部門の生産額に、暗黙の手数料を含める。基礎統計の制約から、国際収支統計で捕捉される海外との債券売買に係るマージン分のみを対象とする。</p>
<p>⑦防衛装備品支出の国内総固定資本形成及び原材料在庫純増への計上 ※戦車等を資本形成。弾薬等を在庫純増</p>	<p>2008SNAでは、戦車や艦艇等は、政府による防衛サービスの生産に継続的に使用されるものとして、これに対する支出を総固定資本形成に、また、1回限り使用される弾薬等について、その増減分を在庫変動として記録することが提唱されている。</p>	<p>防衛省の戦車や排水トン表示船舶等については、産出先として「国内総固定資本形成（公的）」部門に計上する。 また、1回限り使用される弾薬類の純増分を「原材料在庫純増」部門に計上する。</p>
<p>⑧定型保証 ※偶発性はあるが多数発行される保証を生産として計上</p>	<p>93SNAでは偶発性のある資産は全て記録の対象外。2008SNAでは、偶発性のある保証のうち、大数の法則が働く同一の方針に沿って多数発行されるもの（定型保証）は、非生命保険と同様の形で、産出・消費を記録することが提唱されている。</p>	<p>住宅ローン保証等の定型保証について、「受取保証料＋財産運用純益－債務肩代わり」の計算式により生産額を求め、「損害保険」部門の生産額に含める。</p>

事項	課題	平成 27 年表での対応
<p>⑨中央銀行の産出 ※金融政策サービスは一般政府が最終消費支出に計上</p>	<p>2008 SNAでは、中央銀行の産出を①金融仲介(F I S I M:市場)、②金融政策サービス(非市場)、③その他(市場又は非市場)に分け、非市場産出分は、生産費用の合計で計測している。非市場産出分は、一般政府が最終消費支出するものとして記録することが提唱されている。</p>	<p>生産額から手数料収入を除く部分(非市場産出分)の配分先を、従来の金融部門から「公務(中央)★★」部門の中間投入に変更することにより、生産費用の合計から算出する「公務(中央)★★」部門の国内生産額は増加し、この増加分は、「中央政府集約的消費支出」部門に記録される。</p>
<p>⑩特許等サービスの取扱い ※生産として計上</p>	<p>2008 SNAでは、R&Dの成果たる特許実体に係る特許契約について、ライセンスからライセンスサーへの支払(特許等サービス)は、サービス又は資産の取得に関する支払として記録することが提唱されている。</p>	<p>平成 27 年表では、取引基本表における導入を見送り、参考表を作成する方向で検討する。</p>
<p>⑪政府諸機関の格付け</p>	<p>産業連関表と内閣府が作成する国民経済計算との格付けが一致していない機関がある。</p>	<p>・社会保障基金に該当しない年金基金、自動車安全特別会計(自動車検査登録勘定)等、平成 27 年表と平成 23 年基準国民経済計算の格付けを可能な限り整合化した。 ・平成 32 年表に向けては、2008 SNA及び次回基準国民経済計算との更なる整合性を図るべく引き続き調整を行う。</p>
<p>⑫政府手数料 ※政府手数料は、間接税から公務など政府サービス生産者への支払いに計上</p>	<p>93 SNAにおいて、政府手数料等は「財貨・サービスの購入」に分類が変更されたため、内閣府が作成する国民経済計算においても政府手数料を「財貨・サービスの購入」に分類している。</p>	<p>平成 23 年表では〔行〕「間接税(関税・輸入品商品税を除く。)」部門に含まれていた政府手数料(強制的手数料、電波利用料収入料及び許可料(道路整備特別会計))を〔行〕「公務(中央)★★」部門及び〔行〕「公務(地方)★★」部門に含める。</p>
<p>⑬建設補修の一部(建築物リフォーム・リニューアル)の国内総固定資本形成への計上 ※大修繕、改装、改修は総固定資本形成に計上</p>	<p>2008 SNAでは、固定資産の定期的な維持、修理は中間消費に、大修繕、改装あるいは改修は総固定資本形成として記録することが提唱されている。</p>	<p>建築物リフォーム・リニューアル調査の結果を考慮し、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、建築物の維持・修理については中間消費、機能向上や耐用年数の向上を伴う改装・改修については国内総固定資本形成に計上することを検討する。</p>

平成27年（2015年）産業連関表における部門分類の設定等に関する主な変更の概要

1 変更事項

	関係部門		区分	変更の概要
	コード等	部門名		
1	0111-021	小麦	基本分類の統合・名称変更	国内生産額が長期的に減少傾向にあり、現在は総需要額（＝国内生産額）が1,000億円未満となっていることから、別掲していた輸入品の行部門を統合し、名称を「小麦」とする。 なお、取引基本表には、輸入の数値が内数として別掲される。
2	0111-022	大麦	基本分類の統合・名称変更	国内生産額が長期的に減少傾向にあり、現在は総需要額（＝国内生産額）が1,000億円未満となっていることから、別掲していた輸入品の行部門を統合し、名称を「大麦」とする。 なお、取引基本表には、輸入の数値が内数として別掲される。
3	0112-021	大豆	基本分類の統合・名称変更	国内生産額が長期的に減少傾向にあり、現在は総需要額（＝国内生産額）が1,000億円未満となっていることから、別掲していた輸入品の行部門を統合し、名称を「大豆」とする。 なお、取引基本表には、輸入の数値が内数として別掲される。
4	0114-01	果実	基本分類の統合・名称変更	推計に使用する「生産農業所得統計（都道府県別推計値）」の「その他果実」にはかんきつの一部が含まれていることから、行部門「かんきつ」、「りんご」、「その他の果実」を統合し、名称を「果実」とする。
5	0115-099	他に分類されない食用 耕種作物	基本分類の統合	油糧作物の国内生産額は1,000億円を下回っており、推計資料も整備されていないこと、また、「他に分類されない食用耕種作物」の国内生産額及び総需要額が1,000億円を下回っていることから、行部門「油糧作物」を行部門「他に分類されない食用耕種作物」に統合する。
6	0121-09	その他の畜産	基本分類の統合・名称変更	「羊毛」については、国内生産額及び総需要額ともに1,000億円を下回っているため、行部門「羊毛」を行部門「他に分類されない畜産」と統合し、名称を「その他の畜産」とする。
7	0152-01	素材	基本分類の統合	国内生産額、輸入額ともに長期的に減少傾向にあり、特に輸入は総需要額（＝輸入額）が1,000億円未満となっていることから、別掲していた輸入品の行部門を統合する。 なお、取引基本表には、輸入の数値が内数として別掲される。

	関係部門		区分	変更の概要
	コード等	部門名		
8	0171-01	海面漁業	基本分類の統合	国内生産額、輸入額ともに減少傾向にあり、特に輸入は総需要額（＝輸入額）が1,460億円と小さいことから、別掲していた輸入品の行部門を統合する。 なお、取引基本表には、輸入の数値が内数として別掲される。
9	0629-09	その他の鉱物	基本分類の統合	平成23年表の「金属鉱物」について、国内生産額が1,000億円を下回っており、投入構造も類似していることから、平成27年表の列部門は「その他の鉱物」と統合する。なお行部門は従前通りとする。
10	1111	畜産食料品	小分類の統合	「食肉」と「畜産食料品」を分割していたが、「食肉」は日本標準産業分類「091 畜産食料品製造業」を含む部門であることから小分類を統合する。
11	1111-09	その他の畜産食料品	基本分類の統合・名称変更	平成23年表の「畜産びん・かん詰」については国内生産額及び総需要額ともに1,000億円を下回っていること及び日本標準産業分類との整合を図るため、「畜産びん・かん詰」に含まれていた食肉びん・かん詰及び「その他の食料品」に含まれていた畜産食料品を「肉加工品」に統合し、名称を「その他の畜産食料品」とする。
12	1115-01	農産保存食料品	基本分類の統合・名称変更	平成23年表の「農産びん・かん詰」については、国内生産額及び総需要額ともに1,000億円を下回っていること及び日本標準産業分類との整合性を図るため、「農産びん・かん詰」のうち野菜ジュース以外を「農産保存食料品（びん・かん詰を除く。）」に統合し、名称を「農産保存食料品」とする。
13	1119-09	その他の食料品	基本分類の分割・統合	平成23年表の「畜産びん・かん詰」については国内生産額及び総需要額ともに1,000億円を下回っていること及び日本標準産業分類との整合を図るため、「畜産びん・かん詰」のうち調理特殊かん詰を本部門に統合する。 また、本部門に含まれていた畜産食料品を分割し、「その他の畜産食料品」に統合する。
14	1129-02	清涼飲料	基本分類の統合	平成23年表の「農産びん・かん詰」については、国内生産額及び総需要額ともに小さいこと及び日本標準産業分類との整合を図るため、「農産びん・かん詰」のうち野菜ジュースを本部門に統合する。
15	1611-02	合板・集成材	基本分類の分割	「床板製造業」については、日本標準産業分類の改定（平成25年10月）により小分類「122 造作材・合板・建設用組立材料製造業」に細分類「1228 床板製造業」として移動したこと。一方、産業連関表の部門「合板・集成材」に含まれる品目のうち床板以外は木（素材、製材）を原料とする一次加工品であることから、平成23年表で本部門に含まれていた床板を本部門から分割し、列部門「その他の木製品」、行部門「建設用木製品」に統合する。

	関係部門		区分	変更の概要
	コード等	部門名		
16	1619-09	その他の木製品	内容変更	日本標準産業分類の第13回改定により、細分類1213「床板製造業」が細分類1228に項目移動された。これを踏まえ、平成23年表の「合板・集成材」に含まれていた「床板」を列部門「その他の木製品」及び行部門「建設用木製品」に統合する。
17	2041-02	環式中間物・合成染料・有機顔料	基本分類の統合・名称変更	平成23年表の「合成染料・有機顔料」について、国内生産額が1,000億円を下回っており、かつ近年減少傾向であることから、平成27年表の列部門は「環式中間物」と統合し、名称を「環式中間物・合成染料・有機顔料」とする。なお行部門は従前通りとする。
18	2061-01	化学繊維	基本分類の統合・名称変更	平成23年表の「レーヨン・アセテート」について、国内生産額が1,000億円を下回っており、今後増加が見込まれないことから、平成27年表の列部門は「合成繊維」と統合し、名称を「化学繊維」とする。なお行部門は従前通りとする。
19	2229-09	その他のゴム製品	基本分類の統合	平成23年表の「ゴム製・プラスチック製履物」について、国内生産額が1,000億円を下回っており、今後増加が見込まれないことから、平成27年表の列部門は「その他のゴム製品」と統合する。なお行部門は従前通りとする。
20	2312-01	なめし革・革製品・毛皮（革製履物を除く。）	基本分類の統合・名称変更	平成23年表の「製革・毛皮」について、国内生産額が1,000億円を下回っており、今後増加が見込まれないことから、平成27年表の列部門は「かばん・袋物・その他の革製品」と統合し、名称を「なめし革・革製品・毛皮（革製履物を除く。）」とする。なお行部門は従前通りとする。
21	3211-04	フラットパネル・電子管	内容変更・名称変更	平成23年表において「電子管」の定義・範囲を17年表から変更しなかつたため、日本標準産業分類の第12回改定時に新設された細分類2815「液晶パネル・フラットパネル製造業」の内訳である「その他のフラットパネル」が「その他の電子部品」に旧来のまま含まれており、結果として細分類2815は「電子管」、「液晶パネル」及び「その他の電子部品」の3部門にまたがって定義されていた。平成27年表ではこれを「電子管」と統合し、名称を「フラットパネル・電子管」とする。
22	3299-01	記録メディア	内容変更・名称変更	平成23年表の「磁気テープ・磁気ディスク」の国内生産規模が縮小してきていること、また日本標準産業分類の第12回改定時に新設された小分類283「記録メディア製造業」に準拠させるため、「その他の電子部品」に含まれていた「半導体メモリア」を統合し、名称を「記録メディア」とする。
23	3299-09	その他の電子部品	内容変更	前述のとおり、平成23年表の「その他の電子部品」に含まれていた「その他のフラットパネル」を「フラットパネル・電子管」に、「半導体メモリア」を「記録メディア」にそれぞれ統合する。

	関係部門		区分	変更の概要
	コード等	部門名		
24	4611-02	事業用発電（火力発電を除く。）	基本分類の統合・名称変更	平成27年では、事業用原子力発電実績のある事業所が1事業所のみであり、個別の国内生産額が明らかになることが統計技術的観点から望ましくなく、平成23年表の「事業用原子力発電」と「水力・その他の事業用発電」を統合する。また、これに伴い、名称を「事業用発電（火力発電を除く。）」とする。 なお、休止中の事業所に係る投入額については、本部門の内訳に含まれる。
25	5312-01	生命保険	基本分類の統合	社会保障基金に該当しない年金基金については、J S N A の経済活動別分類では「保険業（生命保険）」部門に含まれていることとの整合性を図るため、平成23年表の「社会保険事業★★」に含まれていた社会保障基金に該当しないもの（国民年金基金、国民年金基金連合会、厚生年金基金、企業年金基金、企業年金連合会、独立行政法人農業者年金基金（旧年金を除く）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（小規模企業共済勘定）、独立行政法人勤労者退職金共済機構等）を本部門に統合する。
26	5789-02	水運施設管理（国公営）★★	基本分類の分割・名称変更	S N A との整合性を確保するため、「公営事業会計_地方公営企業_港湾事業」について、既存の「水運施設管理★★」から分割して整理し、名称を「水運施設管理（国公営）★★」とする。
27	5789-03	水運施設管理	基本分類の分割	S N A との整合性を確保するため、既存の「水運施設管理★★」を分割し、本部門を特掲する。
28	5789-05	航空施設管理（公営）★★	基本分類の分割・名称変更	S N A との整合性を確保するため、自動車安全特別会計空港整備勘定については、既存の「航空施設管理（国公営）★★」から「航空施設管理」の範囲へ変更し、名称を「航空施設管理（公営）★★」とする。
29	5789-06	航空施設管理	基本分類の統合・名称変更	S N A との整合性を確保するため、自動車安全特別会計空港整備勘定については、「航空施設管理」の範囲へ含めて整理する。
30	5791-01	郵便・信書便	基本分類の統合	中分類『通信』を見直した結果、「その他の通信サービス」に含まれていた日本標準産業分類862「郵便局受託業」の郵便に係る活動を統合する。
31	5911-01	固定電気通信	基本分類の統合	日本標準産業分類（平成25年10月）の小分類371「固定電気通信業」に準拠するため、平成23年表の「その他の電気通信」及び「その他の通信サービス」に含まれていた有線放送電話を統合。ただし、日本標準産業分類の小分類371「固定電気通信業」のうち、サーバ・ハウジング・サーバ・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを除く活動を範囲とする。

	関係部門		区分	変更の概要
	コード等	部門名		
32	5911-03	電気通信に附帯するサービス	基本分類の分割・名称変更	日本標準産業分類（平成25年10月）の小分類373「電気通信に附帯するサービス業」に準拠するため、平成23年表の「その他の通信サービス」に含まれていた有線放送電話を「固定電気通信」に統合。また、簡便郵便局の郵便事業及び郵便切手類販売所（手数料）を「郵便・信書便」に統合し、かつ、平成23年表の「その他の通信サービス」を「電気通信に附帯するサービス」に名称変更する。
33	6431-01	社会保険事業★★	基本分類の分割	社会保障基金に該当しない年金基金について、J S N Aの経済活動別分類では「保険業（生命保険）」に含まれることとの整合を図るため、平成23年表で本部門に含まれていた社会保障基金に該当しないもの（国民年金基金、国民年金基金連合会、厚生年金基金、企業年金基金、企業年金連合会、独立行政法人農業者年金基金（旧年金を除く。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（小規模企業共済勘定）、独立行政法人勤労者退職金共済機構等）を分割し、「生命保険」に統合する。
34	6431-05	保育所	基本分類の新設	子ども・子育て支援新制度における保育サービスの重要性や経済規模等を踏まえ、「保育所」を新設する。
35	6721-01	飲食店	基本分類の分割	「飲食サービス」の国内生産額が25兆円（平成23年）と大きいこと、日本標準産業分類の中分類をまたがって部門が設定されていたものを中分類と整合を図ること、かつ、経済センサスにおいて中分類に対応した売上げを把握できるようになったことから、「飲食サービス」を「飲食店」及び「持ち帰り・配達飲食サービス」に分割する。
36	6721-02	持ち帰り・配達飲食サービス	基本分類の分割	「飲食サービス」の国内生産額が25兆円（平成23年）と大きいこと、日本標準産業分類の中分類をまたがって部門が設定されていたものを中分類と整合を図ること、かつ、経済センサスにおいて中分類に対応した売上げを把握できるようになったことから、「飲食サービス」を「飲食店」及び「持ち帰り・配達飲食サービス」に分割する。
37	7111-003	福利厚生費	基本分類の分割	娯楽・スポーツ費についての概念精査を踏まえ、平成23年表で本部門に含まれていた娯楽・スポーツ費を「その他の給与手当」に含める。
38	7411-00	国内総固定資本形成（公的）	内容変更	2008 S N Aに照らして、「研究・開発の国内総固定資本形成への計上」、「所有権移転費用の扱いの精緻化」、「防衛装備品の国内総固定資本形成及び原材料在庫純増への計上」に対応するため、定義・範囲を拡張。また、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は固定資本形成と見なし、同部門に含める。

	関係部門		区分	変更の概要
	コード等	部門名		
39	7511-00	国内総固定資本形成 (民間)	内容変更	2008 SNAに照らして、「研究・開発の国内総固定資本形成への計上」、「所有権移転費用の扱いの精緻化」に対応するため、定義・範囲を拡張。また、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は固定資本形成と見なし、同部門に含める。
40	7611-04	原材料在庫純増	内容変更	2008 SNAに照らして「防衛装備品の国内総固定資本形成及び原材料在庫純増への計上」に対応するため、定義・範囲を拡張。
41	9113-000	その他の給与及び手当	基本分類の統合	2008 SNAに照らして、娯楽・スポーツ費は雇用者所得として扱うことが適当であるため、平成23年表で「福利厚生費」に含まれていた娯楽・スポーツ費を本部門に含める。
42	9211-000	営業余剰	基本分類の統合	地方法人特別税は、法人事業税の税率を引き下げ、法人事業税と同様の課税標準に対して課税するものであることから、法人事業税と同様の取扱いをすることが適当であるため、平成23年表で「間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」に含まれていた地方法人特別税を本部門に含める。
43	9411-000	間接税（関税・輸入品商品税を除く。）	基本分類の分割	地方法人特別税は、法人事業税の税率を引き下げ、法人事業税と同様の課税標準に対して課税するものであることから、法人事業税と同様の取扱いをすることが適当であるため、平成23年表で本部門に含まれていた地方法人特別税を「営業余剰」に含める。
44		調整項	基本分類の統合	事業所によっては、国内向け・輸出处にかかわらず卸売に財を一括で卸している場合もあると考えられ、当該事業所にとつて、間接輸出される財が国内向けに区別しづらい状況もある。このため、間接輸出を把握している統計調査はほとんどない。したがって、基礎資料の状況から、現行の各財の国内生産額（基本分類よりも細かい10桁分類別に推計）の推計精度よりも、調整項の精度は劣ると考えられる。そのため調整項については、調整部門自体は削除するものの、調整項相当額を各部門の取引額から控除せず、輸出部門に計上する形として、その推計によって国内生産額に影響を及ぼさない対応とする。なお、従来との比較のため、部門別の調整項相当額は公表する。

(注) 基本分類における名称変更及び統合分類における名称変更や分割等の詳細については、別表3を参照。

2 検討した結果、平成27年表には取り入れないこととしたもの

	事項	検討の要旨
1	再生可能エネルギー関係	<p>「再生可能エネルギー」とは、「太陽光」、「風力」、「水力」、「地熱」及び、「バイオマス」などを利用したものであり、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）により、その利用が促進されている。</p> <p>経済産業省において、平成25年延長産業連関表における再生可能エネルギー部門の試算を行ったところ、試算結果等からいえることは部門の分割を行うためには推計上の課題が多く、また統計資料上の制約もあり、取引基 本表に再生可能エネルギー部門を創設することは見送ることとした。</p>

【別表3】

平成23年(2011年)産業連関表－平成27年(2015年)産業連関表部門分類対応表

(1) 基本分類(行509部門×列391部門)

平成23年(2011年)表			旧部門に対する変更内容	平成27年(2015年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部門名		列部門	行部門	部門名	
0111 -01	0111 -011 0111 -012	米 米 稲わら		0111 -01	0111 -011 0111 -012	米 米 稲わら	
0111 -02	0111 -021 0111 -022 0111 -023 0111 -024	麦類 小麦(国産) 小麦(輸入) 大麦(国産) 大麦(輸入)	統合(新0111-021) 統合(新0111-021) 統合(新0111-022) 統合(新0111-022)	0111 -02	0111 -021 0111 -022	麦類 小麦 大麦	統合(旧0111-021、-022)、名称変更 統合(旧0111-023、-024)、名称変更
0112 -01	0112 -011 0112 -012	いも類 かんしょ ばれいしょ		0112 -01	0112 -011 0112 -012	いも類 かんしょ ばれいしょ	
0112 -02	0112 -021 0112 -022 0112 -029	豆類 大豆(国産) 大豆(輸入) その他の豆類	統合(新0112-021) 統合(新0112-021)	0112 -02	0112 -021 0112 -029	豆類 大豆 その他の豆類	統合(旧0112-021、-022)、名称変更
0113 -01 0113 -02	0113 -001	野菜 野菜(露地) 野菜(施設)		0113 -01 0113 -02	0113 -001	野菜 野菜(露地) 野菜(施設)	
0114 -01	0114 -011 0114 -012 0114 -019	果実 かんきつ りんご その他の果実	統合(新0114-011) 統合(新0114-011) 統合(新0114-011)	0114 -01	0114 -011	果実	行:統合(旧0114-011、-012、-019)
0115 -01	0115 -011	砂糖原料作物		0115 -01	0115 -011	砂糖原料作物	
0115 -02	0115 -021 0115 -029	飲料用作物 コーヒー豆・カカオ豆(輸入) その他の飲料用作物		0115 -02	0115 -021 0115 -029	飲料用作物 コーヒー豆・カカオ豆(輸入) その他の飲料用作物	
0115 -09	0115 -091 0115 -092 0115 -099	その他の食用耕種作物 雑穀 油糧作物 他に分類されない食用耕種作物	統合(新0115-099) 統合(新0115-099)	0115 -09	0115 -091 0115 -099	その他の食用耕種作物 雑穀 他に分類されない食用耕種作物	統合(旧0115-092、-099)
0116 -01	0116 -011	飼料作物		0116 -01	0116 -011	飼料作物	
0116 -02	0116 -021	種苗		0116 -02	0116 -021	種苗	
0116 -03	0116 -031	花き・花木類		0116 -03	0116 -031	花き・花木類	
0116 -09	0116 -091 0116 -092 0116 -093 0116 -099	その他の非食用耕種作物 葉たばこ 生ゴム(輸入) 綿花(輸入) 他に分類されない非食用耕種作物		0116 -09	0116 -091 0116 -092 0116 -093 0116 -099	その他の非食用耕種作物 葉たばこ 生ゴム(輸入) 綿花(輸入) 他に分類されない非食用耕種作物	
0121 -01	0121 -011 0121 -019	酪農 生乳 その他の酪農生産物		0121 -01	0121 -011 0121 -019	酪農 生乳 その他の酪農生産物	
0121 -02	0121 -021	肉用牛		0121 -02	0121 -021	肉用牛	
0121 -03	0121 -031	豚		0121 -03	0121 -031	豚	
0121 -04	0121 -041	鶏卵		0121 -04	0121 -041	鶏卵	
0121 -05	0121 -051	肉鶏		0121 -05	0121 -051	肉鶏	
0121 -09	0121 -091 0121 -099	その他の畜産 羊毛 他に分類されない畜産	統合(新0121-091) 統合(新0121-091)	0121 -09	0121 -099	その他の畜産	行:統合(旧0121-091、-099)
0131 -01	0131 -011	獣医薬業		0131 -01	0131 -011	獣医薬業	
0131 -02	0131 -021	農業サービス(獣医薬業を除く。)		0131 -02	0131 -021	農業サービス(獣医薬業を除く。)	
0151 -01	0151 -011	育林		0151 -01	0151 -011	育林	
0152 -01	0152 -011 0152 -012	素材 素材(国産) 素材(輸入)	統合(新0152-011) 統合(新0152-011)	0152 -01	0152 -011	素材	行:統合(旧0152-011、-012)
0153 -01	0153 -011	特用林産物(狩猟業を含む。)		0153 -01	0153 -011	特用林産物(狩猟業を含む。)	
0171 -01	0171 -011 0171 -012	海面漁業 海面漁業(国産) 海面漁業(輸入)	統合(新0171-011) 統合(新0171-011)	0171 -01	0171 -011	海面漁業	行:統合(旧0171-011、-012)
0171 -02	0171 -021	海面養殖業		0171 -02	0171 -021	海面養殖業	
0172 -01	0172 -001	内水面漁業・養殖業		0172 -01	0172 -001	内水面漁業・養殖業	
0172 -02	0172 -001	内水面漁業		0172 -01	0172 -001	内水面漁業	
0172 -02	0172 -001	内水面養殖業		0172 -02	0172 -001	内水面養殖業	
0611 -01	0611 -011 0611 -012	金属鉱物 鉄鉱石 非鉄金属鉱物	統合(新0629-09) コード変更(新0629-091) コード変更(新0629-092)				
0621 -01	0621 -011 0621 -012 0621 -013	石炭・原油・天然ガス 石炭 原油 天然ガス		0611 -01	0611 -011 0611 -012 0611 -013	石炭・原油・天然ガス 石炭 原油 天然ガス	コード変更 コード変更 コード変更 コード変更
0631 -01	0631 -011	砂利・採石		0621 -01	0621 -011	砂利・採石	コード変更
0631 -02	0631 -021	砕石		0621 -02	0621 -021	砕石	コード変更
0639 -09		その他の鉱物	統合(新0629-09)	0629 -09		その他の鉱物	統合(旧0611-01、0639-09)、 コード変更
	0629 -091 0629 -092 0629 -093 0629 -094 0629 -099	鉄鉱石 非鉄金属鉱物 石灰石 窯業原料鉱物(石灰石を除く。) 他に分類されない鉱物		0629 -091 0629 -092 0629 -093 0629 -094 0629 -099	鉄鉱石 非鉄金属鉱物 石灰石 窯業原料鉱物(石灰石を除く。) 他に分類されない鉱物	コード変更(旧0611-011) コード変更(旧0611-012) コード変更 コード変更 コード変更	

平成23年(2011年)表			旧部門に対する変更内容	平成27年(2015年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部門名		列部門	行部門	部門名	
1111-01		食肉 1111-011 牛肉 1111-012 豚肉 1111-013 鶏肉 1111-014 その他の食肉 1111-015 と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)		1111-01	食肉 1111-011 牛肉 1111-012 豚肉 1111-013 鶏肉 1111-014 その他の食肉 1111-015 と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)		
1112-01	1112-011	肉加工品	統合(新1111-09)				
1112-02	1112-021	畜産びん・かん詰	統合(新1111-09、1119-09)				
1112-03		酪農品		1111-02	酪農品	コード変更	
	1112-031	飲用牛乳		1111-021	飲用牛乳	コード変更	
	1112-032	乳製品		1111-022	乳製品	コード変更	
				1111-09	1111-099	その他の畜産食料品	統合(旧1112-01、-02、1119-09の一部)、名称変更
1113-01	1113-011	冷凍魚介類		1112-01	1112-011	冷凍魚介類	コード変更
1113-02	1113-021	塩・干・くん製品		1112-02	1112-021	塩・干・くん製品	コード変更
1113-03	1113-031	水産びん・かん詰		1112-03	1112-031	水産びん・かん詰	コード変更
1113-04	1113-041	わり製品		1112-04	1112-041	わり製品	コード変更
1113-09	1113-099	その他の水産食品		1112-09	1112-099	その他の水産食料品	名称変更、コード変更
1114-01		精穀		1113-01		精穀	コード変更
	1114-011	精米		1113-011		精米	コード変更
	1114-019	その他の精穀		1113-019		その他の精穀	コード変更
1114-02		製粉		1113-02		製粉	コード変更
	1114-021	小麦粉		1113-021		小麦粉	コード変更
	1114-029	その他の製粉		1113-029		その他の製粉	コード変更
1115-01	1115-011	めん類		1114-01	1114-011	めん類	コード変更
1115-02	1115-021	パン類		1114-02	1114-021	パン類	コード変更
1115-03	1115-031	菓子類		1114-03	1114-031	菓子類	コード変更
1116-01	1116-011	農産びん・かん詰	統合(新1115-01、1129-02)				
1116-02	1116-021	農産保存食料品(びん・かん詰を除く。)	統合(新1115-01)	1115-01	1115-011	農産保存食料品	統合(旧1116-01の一部、-02)、名称変更、コード変更
1117-01		砂糖		1116-01		砂糖	コード変更
	1117-011	精製糖		1116-011		精製糖	コード変更
	1117-019	その他の砂糖・副産物		1116-019		その他の砂糖・副産物	コード変更
1117-02	1117-021	でん粉		1116-02	1116-021	でん粉	コード変更
1117-03	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖		1116-03	1116-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖	コード変更
1117-04		動植物油脂		1116-04		動植物油脂	コード変更
	1117-041	植物油		1116-041		植物油	コード変更
	1117-042	動物油脂		1116-042		動物油脂	コード変更
	1117-043	加工油脂		1116-043		加工油脂	コード変更
	1117-044	植物原油かす		1116-044		植物原油かす	コード変更
1117-05	1117-051	調味料		1116-05	1116-051	調味料	コード変更
1119-01	1119-011	冷凍調理食品		1119-01	1119-011	冷凍調理食品	
1119-02	1119-021	レトルト食品		1119-02	1119-021	レトルト食品	
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当		1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当	
1119-04	1119-041	学校給食(国公立)★★	コード変更(新6311-03)				
1119-05	1119-051	学校給食(私立)★	コード変更(新6311-04)				
1119-09	1119-099	その他の食料品	分割(一部新1111-09へ)、統合(新1119-09)	1119-09	1119-099	その他の食料品	統合(旧1112-02、1119-09)
1121-01	1121-011	清酒		1121-01	1121-011	清酒	
1121-02	1121-021	ビール類		1121-02	1121-021	ビール類	
1121-03	1121-031	ウイスキー類		1121-03	1121-031	ウイスキー類	
1121-09	1121-099	その他の酒類		1121-09	1121-099	その他の酒類	
1129-01	1129-011	茶・コーヒー		1129-01	1129-011	茶・コーヒー	
1129-02	1129-021	清涼飲料	統合(新1129-02)	1129-02	1129-021	清涼飲料	統合(旧1116-01の一部、1129-02)
1129-03	1129-031	製氷		1129-03	1129-031	製氷	
1131-01	1131-011	飼料		1131-01	1131-011	飼料	
1131-02	1131-021	有機質肥料(別掲を除く。)		1131-02	1131-021	有機質肥料(別掲を除く。)	
1141-01	1141-011	たばこ		1141-01	1141-011	たばこ	
1511-01	1511-011	紡績糸		1511-01	1511-011	紡績糸	
1512-01	1512-011	綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)		1512-01	1512-011	綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)	
1512-02	1512-021	絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)		1512-02	1512-021	絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)	
1512-09	1512-099	その他の織物		1512-09	1512-099	その他の織物	
1513-01	1513-011	ニット生地		1513-01	1513-011	ニット生地	
1514-01	1514-011	染色整理		1514-01	1514-011	染色整理	
1519-09		その他の繊維工業製品		1519-09		その他の繊維工業製品	
	1519-091	網・網		1519-091		網・網	
	1519-099	他に分類されない繊維工業製品		1519-099		他に分類されない繊維工業製品	
1521-01	1521-011	織物製衣服		1521-01	1521-011	織物製衣服	
1521-02	1521-021	ニット製衣服		1521-02	1521-021	ニット製衣服	
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品		1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品	
1529-01	1529-011	寝具		1529-01	1529-011	寝具	
1529-02	1529-021	じゅうたん・床敷物		1529-02	1529-021	じゅうたん・床敷物	
1529-09		その他の繊維既製品		1529-09		その他の繊維既製品	
	1529-091	繊維製衛生材料		1529-091		繊維製衛生材料	
	1529-099	他に分類されない繊維既製品		1529-099		他に分類されない繊維既製品	
1611-01	1611-011	製材		1611-01	1611-011	製材	
1611-02	1611-021	合板・集成材	分割(一部新1619-09、-091へ)	1611-02	1611-021	合板・集成材	分割
1611-03	1611-031	木材チップ		1611-03	1611-031	木材チップ	
1619-09		その他の木製品	統合(新1619-09)	1619-09		その他の木製品	統合(旧1611-02の一部、1619-09)
	1619-091	建設用木製品	統合(新1619-091)	1619-091		建設用木製品	統合(旧1611-021の一部、1619-091)
	1619-099	他に分類されない木製品		1619-099		他に分類されない木製品	
1621-01	1621-011	木製家具		1621-01	1621-011	木製家具	
1621-02	1621-021	金属製家具		1621-02	1621-021	金属製家具	
1621-03	1621-031	木製建具		1621-03	1621-031	木製建具	
1621-09	1621-099	その他の家具・装備品		1621-09	1621-099	その他の家具・装備品	

平成23年(2011年)表			旧部門に対する変更内容	平成27年(2015年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部 門 名		列部門	行部門	部 門 名	
1631 -01	1631 -011	バルブ		1631 -01	1631 -011	バルブ	
	1631 -021P	古紙			1631 -021P	古紙	
1632 -01	1632 -011	洋紙・和紙		1632 -01	1632 -011	洋紙・和紙	
1632 -02	1632 -021	板紙		1632 -02	1632 -021	板紙	
1633 -01	1633 -011	段ボール		1633 -01	1633 -011	段ボール	
1633 -02	1633 -021	塗工紙・建設用加工紙		1633 -02	1633 -021	塗工紙・建設用加工紙	
1641 -01	1641 -011	段ボール箱		1641 -01	1641 -011	段ボール箱	
1641 -09	1641 -099	その他の紙製容器		1641 -09	1641 -099	その他の紙製容器	
1649 -01	1649 -011	紙製衛生材料・用品		1649 -01	1649 -011	紙製衛生材料・用品	
1649 -09	1649 -099	その他のバルブ・紙・紙加工品		1649 -09	1649 -099	その他のバルブ・紙・紙加工品	
1911 -01	1911 -011	印刷・製版・製本		1911 -01	1911 -011	印刷・製版・製本	
2011 -01	2011 -011	化学肥料		2011 -01	2011 -011	化学肥料	
2021 -01		ソーダ工業製品		2021 -01		ソーダ工業製品	
	2021 -011	ソーダ灰			2021 -011	ソーダ灰	
	2021 -012	か性ソーダ			2021 -012	か性ソーダ	
	2021 -013	液体塩素			2021 -013	液体塩素	
	2021 -019	その他のソーダ工業製品			2021 -019	その他のソーダ工業製品	
2029 -01		無機顔料		2029 -01		無機顔料	
	2029 -011	酸化チタン			2029 -011	酸化チタン	
	2029 -012	カーボンブラック			2029 -012	カーボンブラック	
	2029 -019	その他の無機顔料			2029 -019	その他の無機顔料	
2029 -02	2029 -021	圧縮ガス・液化ガス		2029 -02	2029 -021	圧縮ガス・液化ガス	
2029 -03		塩		2029 -03		塩	
	2029 -031	原塩			2029 -031	原塩	
	2029 -032	塩			2029 -032	塩	
2029 -09	2029 -099	その他の無機化学工業製品		2029 -09	2029 -099	その他の無機化学工業製品	
2031 -01		石油化学基礎製品		2031 -01		石油化学基礎製品	
	2031 -011	エチレン			2031 -011	エチレン	
	2031 -012	プロピレン			2031 -012	プロピレン	
	2031 -019	その他の石油化学基礎製品			2031 -019	その他の石油化学基礎製品	
2031 -02		石油化学系芳香族製品		2031 -02		石油化学系芳香族製品	
	2031 -021	純ベンゼン			2031 -021	純ベンゼン	
	2031 -022	純トルエン			2031 -022	純トルエン	
	2031 -023	キシレン			2031 -023	キシレン	
	2031 -029	その他の石油化学系芳香族製品			2031 -029	その他の石油化学系芳香族製品	
2041 -01		脂肪族中間物		2041 -01		脂肪族中間物	
	2041 -011	合成アルコール類	分割(一部新2041-019へ)		2041 -011	合成オクタノール・ブタノール	分割、名称変更
	2041 -012	酢酸			2041 -012	酢酸	
	2041 -013	二塩化エチレン			2041 -013	二塩化エチレン	
	2041 -014	アクリロニトリル			2041 -014	アクリロニトリル	
	2041 -015	エチレングリコール			2041 -015	エチレングリコール	
	2041 -016	酢酸ビニルモノマー			2041 -016	酢酸ビニルモノマー	
	2041 -019	その他の脂肪族中間物	統合(新2041-019)		2041 -019	その他の脂肪族中間物	統合(旧2041-011の一部、-019)
2041 -02		環式中間物	統合(新2041-02)	2041 -02		環式中間物・合成染料・有機顔料	統合(旧2041-02、-03)、名称変更
	2041 -021	スチレンモノマー			2041 -021	合成染料・有機顔料	コード変更(旧2041-031)
	2041 -022	合成石炭酸			2041 -022	スチレンモノマー	コード変更
	2041 -023	テレフタル酸(高純度)			2041 -023	合成石炭酸	コード変更
	2041 -024	カプロラクタム			2041 -024	テレフタル酸(高純度)	コード変更
	2041 -025	カプロラクタム			2041 -025	カプロラクタム	コード変更
	2041 -029	その他の環式中間物			2041 -029	その他の環式中間物	
2041 -03	2041 -031	合成染料・有機顔料	列:統合(新2041-02) 行:コード変更(新2041-021)				
2042 -01	2042 -011	合成ゴム		2042 -01	2042 -011	合成ゴム	
2049 -01	2049 -011	メタン誘導品		2049 -01	2049 -011	メタン誘導品	
2049 -02	2049 -021	可塑剤		2049 -02	2049 -021	可塑剤	
2049 -09	2049 -099	その他の有機化学工業製品		2049 -09	2049 -099	その他の有機化学工業製品	
2051 -01	2051 -011	熱硬化性樹脂		2051 -01	2051 -011	熱硬化性樹脂	
2051 -02		熱可塑性樹脂		2051 -02		熱可塑性樹脂	
	2051 -021	ポリエチレン(低密度)			2051 -021	ポリエチレン(低密度)	
	2051 -022	ポリエチレン(高密度)			2051 -022	ポリエチレン(高密度)	
	2051 -023	ポリスチレン			2051 -023	ポリスチレン	
	2051 -024	ポリプロピレン			2051 -024	ポリプロピレン	
	2051 -025	塩化ビニル樹脂			2051 -025	塩化ビニル樹脂	
2051 -03	2051 -031	高機能性樹脂	分割(一部新2051-09へ)、統合(新2051-03)	2051 -03	2051 -031	高機能性樹脂	統合(旧2051-03、-09の一部)
2051 -09	2051 -099	その他の合成樹脂	分割(一部新2051-03へ)、統合(新2051-09)	2051 -09	2051 -099	その他の合成樹脂	統合(旧2051-03の一部、-09)
2061 -01	2061 -011	レーヨン・アセテート	列:統合(新2061-01)		2061 -011	化学繊維 レーヨン・アセテート	統合(旧2061-01、-02)
2061 -02	2061 -021	合成繊維	列:統合(新2061-01) 行:コード変更		2061 -012	合成繊維	コード変更
2071 -01	2071 -011	医薬品		2071 -01	2071 -011	医薬品	
2081 -01		油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤		2081 -01		油脂加工製品・界面活性剤	名称変更
	2081 -011	油脂加工製品			2081 -011	油脂加工製品	
	2081 -012	石けん・合成洗剤			2081 -012	石けん・合成洗剤	
	2081 -013	界面活性剤			2081 -013	界面活性剤(石けん・合成洗剤を除く。)	名称変更
2081 -02	2081 -021	化粧品・歯磨		2082 -01	2082 -011	化粧品・歯磨	コード変更
2082 -01	2082 -011	塗料		2083 -01	2083 -011	塗料	コード変更
2082 -02	2082 -021	印刷インキ		2083 -02	2083 -021	印刷インキ	コード変更
2083 -01	2083 -011	写真感光材料	コード変更(新2089-02)				
2084 -01	2084 -011	農薬		2084 -01	2084 -011	農薬	
2089 -01	2089 -011	ゼラチン・接着剤		2089 -01	2089 -011	ゼラチン・接着剤	
				2089 -02	2089 -021	写真感光材料	コード変更(旧2083-01)
2089 -09		その他の化学最終製品		2089 -09		その他の化学最終製品	
	2089 -091	触媒			2089 -091	触媒	
	2089 -099	他に分類されない化学最終製品			2089 -099	他に分類されない化学最終製品	

平成23年(2011年)表			旧部門に対する変更内容	平成27年(2015年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部門名		列部門	行部門	部門名	
2111 -01		石油製品		2111 -01	石油製品		
	2111 -011	ガソリン			2111 -011	ガソリン	
	2111 -012	ジェット燃料油			2111 -012	ジェット燃料油	
	2111 -013	灯油			2111 -013	灯油	
	2111 -014	軽油			2111 -014	軽油	
	2111 -015	A重油			2111 -015	A重油	
	2111 -016	B重油・C重油			2111 -016	B重油・C重油	
	2111 -017	ナフサ			2111 -017	ナフサ	
	2111 -018	液化石油ガス			2111 -018	液化石油ガス	
	2111 -019	その他の石油製品			2111 -019	その他の石油製品	
2121 -01		石炭製品		2121 -01	石炭製品		
	2121 -011	コークス			2121 -011	コークス	
	2121 -019	その他の石炭製品			2121 -019	その他の石炭製品	
2121 -02	2121 -021	舗装材料		2121 -02	2121 -021	舗装材料	
2211 -01		プラスチック製品		2211 -01	プラスチック製品		
	2211 -011	プラスチックフィルム・シート			2211 -011	プラスチックフィルム・シート	
	2211 -012	プラスチック板・管・棒			2211 -012	プラスチック板・管・棒	
	2211 -013	プラスチック発泡製品			2211 -013	プラスチック発泡製品	
	2211 -014	工業用プラスチック製品			2211 -014	工業用プラスチック製品	
	2211 -015	強化プラスチック製品			2211 -015	強化プラスチック製品	
	2211 -016	プラスチック製容器			2211 -016	プラスチック製容器	
	2211 -017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品			2211 -017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品	
	2211 -019	その他のプラスチック製品			2211 -019	その他のプラスチック製品	
2221 -01	2221 -011	タイヤ・チューブ		2221 -01	2221 -011	タイヤ・チューブ	
2229 -01	2229 -011	ゴム製・プラスチック製履物	列:統合(新2229-09) 行:コード変更(新2229-091)				
2229 -09	2229 -099	その他のゴム製品	列:統合(新2229-09) 行:名称変更	2229 -09	その他のゴム製品	統合(旧2229-01、-09) コード変更(旧2229-011) 名称変更	
				2229 -091	ゴム製・プラスチック製履物 他に分類されないゴム製品		
2311 -01	2311 -011	革製履物		2311 -01	2311 -011	革製履物	
2312 -01	2312 -011	製革・毛皮	列:統合(新2312-01)	2312 -01	2312 -011	なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。) 製革・毛皮	
2312 -02	2312 -021	かばん・袋物・その他の革製品	列:統合(新2312-01) 行:コード変更	2312 -02	2312 -012	かばん・袋物・その他の革製品	
2511 -01		板ガラス・安全ガラス		2511 -01	板ガラス・安全ガラス		
	2511 -011	板ガラス			2511 -011	板ガラス	
	2511 -012	安全ガラス・複層ガラス			2511 -012	安全ガラス・複層ガラス	
2511 -02	2511 -021	ガラス繊維・同製品		2511 -02	2511 -021	ガラス繊維・同製品	
2511 -09		その他のガラス製品		2511 -09	その他のガラス製品		
	2511 -091	ガラス製加工素材			2511 -091	ガラス製加工素材	
	2511 -099	他に分類されないガラス製品			2511 -099	他に分類されないガラス製品	
2521 -01	2521 -011	セメント		2521 -01	2521 -011	セメント	
2521 -02	2521 -021	生コンクリート		2521 -02	2521 -021	生コンクリート	
2521 -03	2521 -031	セメント製品		2521 -03	2521 -031	セメント製品	
2531 -01		陶磁器		2531 -01	陶磁器		
	2531 -011	建設用陶磁器			2531 -011	建設用陶磁器	
	2531 -012	工業用陶磁器			2531 -012	工業用陶磁器	
	2531 -013	日用陶磁器			2531 -013	日用陶磁器	
2591 -01	2591 -011	耐火物		2591 -01	2591 -011	耐火物	
2591 -09	2591 -099	その他の建設用土石製品		2591 -09	2591 -099	その他の建設用土石製品	
2599 -01	2599 -011	炭素・黒鉛製品		2599 -01	2599 -011	炭素・黒鉛製品	
2599 -02	2599 -021	研磨材		2599 -02	2599 -021	研磨材	
2599 -09	2599 -099	その他の窯業・土石製品		2599 -09	2599 -099	その他の窯業・土石製品	
2611 -01	2611 -011	鉄鉄		2611 -01	2611 -011	鉄鉄	
2611 -02	2611 -021	フェロアロイ		2611 -02	2611 -021	フェロアロイ	
2611 -03	2611 -031	粗鋼(転炉)		2611 -03	2611 -031	粗鋼(転炉)	
2611 -04	2611 -041	粗鋼(電気炉)		2611 -04	2611 -041	粗鋼(電気炉)	
	2612 -011P	鉄屑			2612 -011P	鉄屑	
2621 -01		熱間圧延鋼材		2621 -01	熱間圧延鋼材		
	2621 -011	普通鋼形鋼			2621 -011	普通鋼形鋼	
	2621 -012	普通鋼鋼板			2621 -012	普通鋼鋼板	
	2621 -013	普通鋼鋼帯			2621 -013	普通鋼鋼帯	
	2621 -014	普通鋼小棒			2621 -014	普通鋼小棒	
	2621 -015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材			2621 -015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材	
	2621 -016	特殊鋼熱間圧延鋼材			2621 -016	特殊鋼熱間圧延鋼材	
2622 -01		鋼管		2622 -01	鋼管		
	2622 -011	普通鋼鋼管			2622 -011	普通鋼鋼管	
	2622 -012	特殊鋼鋼管			2622 -012	特殊鋼鋼管	
2623 -01		冷間圧延鋼材		2623 -01	冷間圧延鋼材		
	2623 -011	普通鋼冷間圧延鋼材			2623 -011	普通鋼冷間圧延鋼材	
	2623 -012	特殊鋼冷間圧延鋼材			2623 -012	特殊鋼冷間圧延鋼材	
2623 -02	2623 -021	めっき鋼材		2623 -02	2623 -021	めっき鋼材	
2631 -01		鍛造鋼		2631 -01	鍛造鋼		
	2631 -011	鍛鋼			2631 -011	鍛鋼	
	2631 -012	鋳鋼			2631 -012	鋳鋼	
2631 -02	2631 -021	鉄鉄管		2631 -02	2631 -021	鉄鉄管	
2631 -03		鉄鉄品及び鍛工品(鉄)		2631 -03		鉄鉄品・鍛工品(鉄)	
	2631 -031	鉄鉄品			2631 -031	鉄鉄品	
	2631 -032	鍛工品(鉄)			2631 -032	鍛工品(鉄)	
2699 -01	2699 -011	鉄鋼シャースリット業		2699 -01	2699 -011	鉄鋼シャースリット業	
2699 -09	2699 -099	その他の鉄鋼製品		2699 -09	2699 -099	その他の鉄鋼製品	

平成23年(2011年)表			旧部門に対する変更内容	平成27年(2015年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部門名		列部門	行部門	部門名	
2711-01	2711-011	銅		2711-01	2711-011	銅	
2711-02	2711-021	鉛・亜鉛(再生を含む。)		2711-02	2711-021	鉛・亜鉛(再生を含む。)	
2711-03	2711-031	アルミニウム(再生を含む。)		2711-03	2711-031	アルミニウム(再生を含む。)	
2711-09	2711-099	その他の非鉄金属地金		2711-09	2711-099	その他の非鉄金属地金	
	2712-011P	非鉄金属屑			2712-011P	非鉄金属屑	
2721-01	2721-011	電線・ケーブル		2721-01	2721-011	電線・ケーブル	
2721-02	2721-021	光ファイバケーブル		2721-02	2721-021	光ファイバケーブル	
2729-01	2729-011	伸銅品		2729-01	2729-011	伸銅品	
2729-02	2729-021	アルミ圧延製品		2729-02	2729-021	アルミ圧延製品	
2729-03	2729-031	非鉄金属素形材		2729-03	2729-031	非鉄金属素形材	
2729-04	2729-041	核燃料		2729-04	2729-041	核燃料	
2729-09	2729-099	その他の非鉄金属製品		2729-09	2729-099	その他の非鉄金属製品	
2811-01	2811-011	建設用金属製品		2811-01	2811-011	建設用金属製品	
2812-01	2812-011	建築用金属製品		2812-01	2812-011	建築用金属製品	
2891-01	2891-011	ガス・石油機器・暖房機器		2891-01	2891-011	ガス・石油機器・暖房・調理装置	名称変更
2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット・スプリング		2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット・スプリング	
2899-02	2899-021	金属製容器・製缶板金製品		2899-02	2899-021	金属製容器・製缶板金製品	
2899-03		配管工事附属品・粉末や金製品・道具類		2899-03		配管工事附属品・粉末や金製品・道具類	
	2899-031	配管工事附属品			2899-031	配管工事附属品	
	2899-032	粉末や金製品			2899-032	粉末や金製品	
	2899-033	刃物・道具類			2899-033	刃物・道具類	
2899-09		その他の金属製品		2899-09		その他の金属製品	
	2899-091	金属プレス製品			2899-091	金属プレス製品	
	2899-092	金属線製品			2899-092	金属線製品	
	2899-099	他に分類されない金属製品			2899-099	他に分類されない金属製品	
2911-01	2911-011	ボイラ		2911-01	2911-011	ボイラ	
2911-02	2911-021	タービン		2911-02	2911-021	タービン	
2911-03	2911-031	原動機		2911-03	2911-031	原動機	
2912-01	2912-011	ポンプ・圧縮機		2912-01	2912-011	ポンプ・圧縮機	
2913-01	2913-011	運搬機械		2913-01	2913-011	運搬機械	
2914-01	2914-011	冷凍機・温湿調整装置		2914-01	2914-011	冷凍機・温湿調整装置	
2919-01	2919-011	ベアリング		2919-01	2919-011	ベアリング	
2919-09		その他のはん用機械		2919-09		その他のはん用機械	
	2919-091	動力伝導装置			2919-091	動力伝導装置	
	2919-099	他に分類されないはん用機械			2919-099	他に分類されないはん用機械	
3011-01	3011-011	農業用機械		3011-01	3011-011	農業用機械	
3012-01	3012-011	建設・鉱山機械		3012-01	3012-011	建設・鉱山機械	
3013-01	3013-011	繊維機械		3013-01	3013-011	繊維機械	
3014-01		生活関連産業用機械		3014-01		生活関連産業用機械	
	3014-011	食品機械・同装置			3014-011	食品機械・同装置	
	3014-012	木材加工機械			3014-012	木材加工機械	
	3014-013	パルプ装置・製紙機械			3014-013	パルプ装置・製紙機械	
	3014-014	印刷・製本・紙工機械			3014-014	印刷・製本・紙工機械	
	3014-015	包装・荷造機械			3014-015	包装・荷造機械	
3015-01	3015-011	化学機械		3015-01	3015-011	化学機械	
3015-02		鋳造装置・プラスチック加工機械		3015-02		鋳造装置・プラスチック加工機械	
	3015-021	鋳造装置			3015-021	鋳造装置	
	3015-022	プラスチック加工機械			3015-022	プラスチック加工機械	
3016-01	3016-011	金属工作機械		3016-01	3016-011	金属工作機械	
3016-02	3016-021	金属加工機械		3016-02	3016-021	金属加工機械	
3016-03	3016-031	機械工具		3016-03	3016-031	機械工具	
3017-01	3017-011	半導体製造装置		3017-01	3017-011	半導体製造装置	
3019-01	3019-011	金型		3019-01	3019-011	金型	
3019-02	3019-021	真空装置・真空機器		3019-02	3019-021	真空装置・真空機器	
3019-03	3019-031	ロボット		3019-03	3019-031	ロボット	
3019-09	3019-099	その他の生産用機械		3019-09	3019-099	その他の生産用機械	
3111-01	3111-011	複写機		3111-01	3111-011	複写機	
3111-09	3111-099	その他の事務用機械		3111-09	3111-099	その他の事務用機械	
3112-01		サービス用機器		3112-01		サービス用・娯楽用機器	名称変更
	3112-011	自動販売機			3112-011	自動販売機	
	3112-012	娯楽用機器			3112-012	娯楽用機器	
	3112-019	その他のサービス用機器			3112-019	その他のサービス用機器	
3113-01	3113-011	計測機器		3113-01	3113-011	計測機器	
3114-01	3114-011	医療用機械器具		3114-01	3114-011	医療用機械器具	
3115-01	3115-011	光学機械・レンズ		3115-01	3115-011	光学機械・レンズ	
3116-01	3116-011	武器		3116-01	3116-011	武器	
3211-01	3211-011	電子管	統合(新3211-04)				
3211-02	3211-021	半導体素子		3211-01	3211-011	半導体素子	コード変更
3211-03	3211-031	集積回路		3211-02	3211-021	集積回路	コード変更
3211-04	3211-041	液晶パネル		3211-03	3211-031	液晶パネル	コード変更
				3211-04	3211-041	フラットパネル・電子管	統合(旧3211-01、3299-09の一部)
3299-01	3299-011	磁気テープ・磁気ディスク	統合(新3299-01)	3299-01	3299-011	記録メディア	統合(旧3299-01、-09の一部)、名称変更
3299-02	3299-021	電子回路		3299-02	3299-021	電子回路	
3299-09	3299-099	その他の電子部品	分割(一部新3211-04、一部新3299-01へ)	3299-09	3299-099	その他の電子部品	分割
3311-01		回転電気機械		3311-01		回転電気機械	
	3311-011	発電機器			3311-011	発電機器	
	3311-012	電動機			3311-012	電動機	
3311-02	3311-021	変圧器・変成器		3311-02	3311-021	変圧器・変成器	
3311-03	3311-031	開閉制御装置・配電盤		3311-03	3311-031	開閉制御装置・配電盤	
3311-04	3311-041	配線器具		3311-04	3311-041	配線器具	
3311-05	3311-051	内燃機関電装品		3311-05	3311-051	内燃機関電装品	
3311-09	3311-099	その他の産業用電気機器		3311-09	3311-099	その他の産業用電気機器	

平成23年(2011年)表			旧部門に対する変更内容	平成27年(2015年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部門名		列部門	行部門	部門名	
3321-01	3321-011	民生用エアコンディショナ		3321-01	3321-011	民生用エアコンディショナ	
3321-02	3321-021	民生用電気機器(エアコンを除く。)		3321-02	3321-021	民生用電気機器(エアコンを除く。)	
3331-01	3331-011	電子応用装置		3331-01	3331-011	電子応用装置	
3332-01	3332-011	電気計測器		3332-01	3332-011	電気計測器	
3399-01	3399-011	電球類		3399-01	3399-011	電球類	
3399-02	3399-021	電気照明器具		3399-02	3399-021	電気照明器具	
3399-03	3399-031	電池		3399-03	3399-031	電池	
3399-09	3399-099	その他の電気機械器具		3399-09	3399-099	その他の電気機械器具	
3411-01	3411-011	ビデオ機器・デジタルカメラ		3411-01	3411-011	有線電気通信機器	コード変更
3411-02	3411-021	電気音響機器		3411-02	3411-021	携帯電話機	コード変更
3411-03	3411-031	ラジオ・テレビ受信機		3411-03	3411-031	無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)	コード変更
3412-01	3412-011	有線電気通信機器		3411-04	3411-041	ラジオ・テレビ受信機	コード変更
3412-02	3412-021	携帯電話機		3411-09	3411-099	その他の電気通信機器	コード変更
3412-03	3412-031	無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)		3412-01	3412-011	ビデオ機器・デジタルカメラ	コード変更(旧3411-01)
3412-09	3412-099	その他の電気通信機器		3412-02	3412-021	電気音響機器	コード変更(旧3411-02)
3421-01	3421-011	パーソナルコンピュータ		3421-01	3421-011	パーソナルコンピュータ	
3421-02	3421-021	電子計算機本体(パソコンを除く。)		3421-02	3421-021	電子計算機本体(パソコンを除く。)	
3421-03	3421-031	電子計算機附属装置		3421-03	3421-031	電子計算機附属装置	
3511-01	3511-011	乗用車		3511-01	3511-011	乗用車	
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車		3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車	
3522-01	3522-011	二輪自動車		3522-01	3522-011	二輪自動車	
3531-01	3531-011	自動車用内燃機関		3531-01	3531-011	自動車用内燃機関	
3531-02	3531-021	自動車部品		3531-02	3531-021	自動車部品	
3541-01	3541-011	鋼船		3541-01	3541-011	鋼船	
3541-02	3541-021	その他の船舶		3541-02	3541-021	その他の船舶	
3541-03	3541-031	船用内燃機関		3541-03	3541-031	船用内燃機関	
3541-10	3541-101	船舶修理		3541-10	3541-101	船舶修理	
3591-01	3591-011	鉄道車両		3591-01	3591-011	鉄道車両	
3591-10	3591-101	鉄道車両修理		3591-10	3591-101	鉄道車両修理	
3592-01	3592-011	航空機		3592-01	3592-011	航空機	
3592-10	3592-101	航空機修理		3592-10	3592-101	航空機修理	
3599-01	3599-011	自転車		3599-01	3599-011	自転車	
3599-09		その他の輸送機械		3599-09		その他の輸送機械	
	3599-091	産業用運搬車両			3599-091	産業用運搬車両	
	3599-099	他に分類されない輸送機械			3599-099	他に分類されない輸送機械	コード変更
3911-01	3911-011	がん具		3911-01	3911-011	がん具	
3911-02	3911-021	運動用品		3911-02	3911-021	運動用品	
3919-01	3919-011	身辺細貨品		3919-01	3919-011	身辺細貨品	
3919-02	3919-021	時計		3919-02	3919-021	時計	
3919-03	3919-031	楽器		3919-03	3919-031	楽器	
3919-04	3919-041	筆記具・文具		3919-04	3919-041	筆記具・文具	
3919-05	3919-051	墨・わら加工品		3919-05	3919-051	墨・わら加工品	
3919-06	3919-061	情報記録物		3919-06	3919-061	情報記録物	
3919-09	3919-099	その他の製造工業製品		3919-09	3919-099	その他の製造工業製品	
3921-01	3921-011	再生资源回収・加工処理		3921-01	3921-011	再生资源回収・加工処理	
4111-01	4111-011	住宅建築(木造)		4111-01	4111-011	住宅建築(木造)	
4111-02	4111-021	住宅建築(非木造)		4111-02	4111-021	住宅建築(非木造)	
4112-01	4112-011	非住宅建築(木造)		4112-01	4112-011	非住宅建築(木造)	
4112-02	4112-021	非住宅建築(非木造)		4112-02	4112-021	非住宅建築(非木造)	
4121-01	4121-011	建設補修		4121-01	4121-011	建設補修	
4131-01	4131-011	道路関係公共事業		4131-01	4131-011	道路関係公共事業	
4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業		4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業	
4131-03	4131-031	農林関係公共事業		4131-03	4131-031	農林関係公共事業	
4191-01	4191-011	鉄道軌道建設		4191-01	4191-011	鉄道軌道建設	
4191-02	4191-021	電力施設建設		4191-02	4191-021	電力施設建設	
4191-03	4191-031	電気通信施設建設		4191-03	4191-031	電気通信施設建設	
4191-09	4191-099	その他の土木建設		4191-09	4191-099	その他の土木建設	
4611-001		事業用電力		4611-001		事業用電力	
4611-01		事業用原子力発電	統合(新4611-02)				
4611-02		事業用火力発電		4611-01		事業用火力発電	コード変更
4611-03		水力・その他の事業用発電	統合(新4611-02)	4611-02		事業用火力発電(火力発電を除く。)	統合(旧4611-01、-03)、名称変更
4611-04	4611-041	自家発電		4611-03	4611-031	自家発電	コード変更
4621-01	4621-011	都市ガス		4621-01	4621-011	都市ガス	
4622-01	4622-011	熱供給業		4622-01	4622-011	熱供給業	
4711-01	4711-011	上水道・簡易水道		4711-01	4711-011	上水道・簡易水道	
4711-02	4711-021	工業用水		4711-02	4711-021	工業用水	
4711-03	4711-031	下水道★★		4711-03	4711-031	下水道★★	
4811-01	4811-011	廃棄物処理(公営)★★		4811-01	4811-011	廃棄物処理(公営)★★	
4811-02	4811-021	廃棄物処理(産業)		4811-02	4811-021	廃棄物処理	名称変更
5111-01	5111-011	卸売		5111-01	5111-011	卸売	
5112-01	5112-011	小売		5112-01	5112-011	小売	
5311-01		金融		5311-01		金融	
	5311-011	公的金融(FISIM)			5311-011	公的金融(FISIM)	
	5311-012	民間金融(FISIM)			5311-012	民間金融(FISIM)	
	5311-013	公的金融(手数料)			5311-013	公的金融(手数料)	
	5311-014	民間金融(手数料)			5311-014	民間金融(手数料)	
5312-01	5312-011	生命保険	統合(新5312-01)	5312-01	5312-011	生命保険	統合(旧5312-01、6431-01の一部)
5312-02	5312-021	損害保険		5312-02	5312-021	損害保険	
5511-01	5511-011	不動産仲介・管理業		5511-01	5511-011	不動産仲介・管理業	
5511-02	5511-021	不動産賃貸業		5511-02	5511-021	不動産賃貸業	
5521-01	5521-011	住宅賃貸料		5521-01	5521-011	住宅賃貸料	
5531-01	5531-011	住宅賃貸料(帰属家賃)		5531-01	5531-011	住宅賃貸料(帰属家賃)	
5711-01	5711-011	鉄道旅客輸送		5711-01	5711-011	鉄道旅客輸送	
5712-01	5712-011	鉄道貨物輸送		5712-01	5712-011	鉄道貨物輸送	

平成23年(2011年)表			旧部門に対する変更内容	平成27年(2015年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部 門 名		列部門	行部門	部 門 名	
5721-01	5721-011	バス		5721-01	5721-011	バス	
5721-02	5721-021	ハイヤー・タクシー		5721-02	5721-021	ハイヤー・タクシー	
5722-01	5722-011	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)		5722-01	5722-011	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)	
5731-01P	5731-011P	自家輸送(旅客自動車)		5731-01P	5731-011P	自家輸送(旅客自動車)	
5732-01P	5732-011P	自家輸送(貨物自動車)		5732-01P	5732-011P	自家輸送(貨物自動車)	
5741-01	5741-011	外洋輸送		5741-01	5741-011	外洋輸送	
5742-01		沿海・内水面輸送		5742-01		沿海・内水面輸送	
	5742-011	沿海・内水面旅客輸送			5742-011	沿海・内水面旅客輸送	
	5742-012	沿海・内水面貨物輸送			5742-012	沿海・内水面貨物輸送	
5743-01	5743-011	港湾運送		5743-01	5743-011	港湾運送	
5751-01		航空輸送		5751-01		航空輸送	
	5751-011	国際航空輸送			5751-011	国際航空輸送	
	5751-012	国内航空旅客輸送			5751-012	国内航空旅客輸送	
	5751-013	国内航空貨物輸送			5751-013	国内航空貨物輸送	
	5751-014	航空機使用事業			5751-014	航空機使用事業	
5761-01	5761-011	貨物利用運送		5761-01	5761-011	貨物利用運送	
5771-01	5771-011	倉庫		5771-01	5771-011	倉庫	
5781-01	5781-011	こん包		5781-01	5781-011	こん包	
5789-01	5789-011	道路輸送施設提供		5789-01	5789-011	道路輸送施設提供	
5789-02	5789-021	水運施設管理(★★)	分割(新5789-02、-03)	5789-02	5789-021	水運施設管理(国営)★★	分割(旧5789-02)、名称変更
				5789-03	5789-031	水運施設管理	分割(旧5789-02)
5789-03	5789-031	水運附帯サービス		5789-04	5789-041	水運附帯サービス	コード変更
5789-04	5789-041	航空施設管理(国営)★★	分割(新5789-05、一部新5789-06へ)	5789-05	5789-051	航空施設管理(公営)★★	分割、名称変更、コード変更
5789-05	5789-051	航空施設管理(産業)	統合(新5789-06)	5789-06	5789-061	航空施設管理	統合(旧5789-04の一部)、名称変更、コード変更
5789-06	5789-061	航空附帯サービス		5789-07	5789-071	航空附帯サービス	コード変更
5789-09	5789-099	旅行・その他の運輸附帯サービス		5789-09	5789-099	旅行・その他の運輸附帯サービス	
5791-01	5791-011	郵便・信書便	統合(新5791-01)	5791-01	5791-011	郵便・信書便	統合(旧5791-01、5919-09の一部)
5911-01	5911-011	固定電気通信	統合(新5911-01)	5911-01	5911-011	固定電気通信	統合(旧5911-01、-09の一部、5919-09の一部)
5911-02	5911-021	移動電気通信		5911-02	5911-021	移動電気通信	
5911-09	5911-099	その他の電気通信	分割・統合(新5911-01、新5941-01へ)				
5919-09	5919-099	その他の通信サービス	分割(一部新5791-01、一部新5911-01へ)	5911-03	5911-031	電気通信に附帯するサービス	分割、名称変更、コード変更
5921-01	5921-011	公共放送		5921-01	5921-011	公共放送	
5921-02	5921-021	民間放送		5921-02	5921-021	民間放送	
5921-03	5921-031	有線放送		5921-03	5921-031	有線放送	
5931-01		情報サービス		5931-01		情報サービス	
	5931-011	ソフトウェア業			5931-011	ソフトウェア業	
	5931-012	情報処理・提供サービス			5931-012	情報処理・提供サービス	
5941-01	5941-011	インターネット附随サービス	統合(新5941-01)	5941-01	5941-011	インターネット附随サービス	統合(旧5911-09の一部、5941-01)
5951-01	5951-011	映像・音声・文字情報制作業		5951-01	5951-011	映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く。)	名称変更
5951-02	5951-021	新聞		5951-02	5951-021	新聞	
5951-03	5951-031	出版		5951-03	5951-031	出版	
6111-01	6111-011	公務(中央)★★	統合(新6111-01)	6111-01	6111-011	公務(中央)★★	統合(旧6111-01、9411-000の一部)
6112-01	6112-011	公務(地方)★★	統合(新6112-01)	6112-01	6112-011	公務(地方)★★	統合(旧6112-01、9411-000の一部)
6311-01	6311-011	学校教育(国公立)★★		6311-01	6311-011	学校教育(国公立)★★	内容変更
6311-02	6311-021	学校教育(私立)★		6311-02	6311-021	学校教育(私立)★	内容変更
				6311-03	6311-031	学校給食(国公立)★★	コード変更(旧1119-04)
				6311-04	6311-041	学校給食(私立)★	コード変更(旧1119-05)
6312-01	6312-011	社会教育(国公立)★★		6312-01	6312-011	社会教育(国公立)★★	
6312-02	6312-021	社会教育(非営利)★		6312-02	6312-021	社会教育(非営利)★	
6312-03	6312-031	その他の教育訓練機関(国公立)★★		6312-03	6312-031	その他の教育訓練機関(国公立)★★	
6312-04	6312-041	その他の教育訓練機関(産業)		6312-04	6312-041	その他の教育訓練機関	名称変更
6321-01	6321-011	自然科学研究機関(国公立)★★		6321-01	6321-011	自然科学研究機関(国公立)★★	内容変更
6321-02	6321-021	自然科学研究機関(国公立)★★		6321-02	6321-021	人文・社会科学研究機関(国公立)★★	内容変更、名称変更
6321-03	6321-031	自然科学研究機関(非営利)★		6321-03	6321-031	自然科学研究機関(非営利)★	内容変更
6321-04	6321-041	人文科学研究機関(非営利)★		6321-04	6321-041	人文・社会科学研究機関(非営利)★	内容変更、名称変更
6321-05	6321-051	自然科学研究機関(産業)		6321-05	6321-051	自然科学研究機関	名称変更
6321-06	6321-061	人文科学研究機関(産業)		6321-06	6321-061	人文・社会科学研究機関	名称変更
6322-01	6322-011	企業内研究開発		6322-01	6322-011	企業内研究開発	
6411-01	6411-011	医療(入院診療)		6411-01	6411-011	医療(入院診療)	
6411-02	6411-021	医療(入院外診療)		6411-02	6411-021	医療(入院外診療)	
6411-03	6411-031	医療(歯科診療)		6411-03	6411-031	医療(歯科診療)	
6411-04	6411-041	医療(調剤)		6411-04	6411-041	医療(調剤)	
6411-05	6411-051	医療(その他の医療サービス)		6411-05	6411-051	医療(その他の医療サービス)	
6421-01	6421-011	保健衛生(国公立)★★		6421-01	6421-011	保健衛生(国公立)★★	
6421-02	6421-021	保健衛生(産業)		6421-02	6421-021	保健衛生	名称変更
6431-01	6431-011	社会保険事業★★	分割(一部新5312-01へ)	6431-01	6431-011	社会保険事業★★	分割(旧6431-01)
6431-02	6431-021	社会福祉(国公立)★★	分割(一部新6431-05へ)	6431-02	6431-021	社会福祉(国公立)★★	分割(旧6431-02)
6431-03	6431-031	社会福祉(非営利)★	分割(一部新6431-05へ)	6431-03	6431-031	社会福祉(非営利)★	分割(旧6431-02)
6431-04	6431-041	社会福祉(産業)	分割(一部新6431-05へ)	6431-04	6431-041	社会福祉	分割(旧6431-02)、名称変更
				6431-05	6431-051	保育所	分割((旧6431-02の一部、-03の一部、-04の一部))
6441-01	6441-011	介護(施設サービス)		6441-01	6441-011	介護(施設サービス)	
6441-02	6441-021	介護(施設サービスを除く。)		6441-02	6441-021	介護(施設サービスを除く。)	
6599-01	6599-011	対企業民間非営利団体		6599-01	6599-011	会員制企業団体	名称変更
6599-02	6599-021	対家計民間非営利団体(別掲を除く。)		6599-02	6599-021	対家計民間非営利団体(別掲を除く。)	
6611-01		物品賃貸業(貸自動車を除く。)		6611-01		物品賃貸業(貸自動車を除く。)	
	6611-011	産業用機械器具(建設機械器具を除く。)			6611-011	産業用機械器具(建設機械器具を除く。)	
	6611-012	建設機械器具賃貸業			6611-012	建設機械器具賃貸業	
	6611-013	電子計算機・同関連機器賃貸業			6611-013	電子計算機・同関連機器賃貸業	
	6611-014	事務用機械器具(電算機等を除く。)			6611-014	事務用機械器具(電算機等を除く。)	
	6611-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業			6611-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業	
6612-01	6612-011	貸自動車業		6612-01	6612-011	貸自動車業	

平成23年(2011年)表			旧部門に対する変更内容	平成27年(2015年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部 門 名		列部門	行部門	部 門 名	
6621 -01		広告		6621 -01	広告		
	6621 -011	テレビ・ラジオ広告			6621 -011	テレビ・ラジオ広告	
	6621 -012	新聞・雑誌・その他の広告			6621 -012	新聞・雑誌・その他の広告	
6631 -10	6631 -101	自動車整備		6631 -10	6631 -101	自動車整備	
6632 -10	6632 -101	機械修理		6632 -10	6632 -101	機械修理	
6699 -01	6699 -011	法務・財務・会計サービス		6699 -01	6699 -011	法務・財務・会計サービス	
6699 -02	6699 -021	土木建築サービス		6699 -02	6699 -021	土木建築サービス	
6699 -03	6699 -031	労働者派遣サービス		6699 -03	6699 -031	労働者派遣サービス	
6699 -04	6699 -041	建物サービス		6699 -04	6699 -041	建物サービス	
6699 -05	6699 -051	警備業		6699 -05	6699 -051	警備業	
6699 -09	6699 -099	その他の対事業所サービス		6699 -09	6699 -099	その他の対事業所サービス	
6711 -01	6711 -011	宿泊業		6711 -01	6711 -011	宿泊業	
6721 -01	6721 -011	飲食サービス	分割(新6721-01、-02)	6721 -01	6721 -011	飲食店	分割(旧6721-01)
				6721 -02	6721 -021	持ち帰り・配達飲食サービス	分割(旧6721-01)
6731 -01	6731 -011	洗濯業		6731 -01	6731 -011	洗濯業	
6731 -02	6731 -021	理容業		6731 -02	6731 -021	理容業	
6731 -03	6731 -031	美容業		6731 -03	6731 -031	美容業	
6731 -04	6731 -041	浴場業		6731 -04	6731 -041	浴場業	
6731 -09	6731 -099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業		6731 -09	6731 -099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業	
6741 -01	6741 -011	映画館		6741 -01	6741 -011	映画館	
6741 -02	6741 -021	興行場(映画館を除く。)		6741 -02	6741 -021	興行場(映画館を除く。)	
6741 -03	6741 -031	競輪・競馬等の競走場・競技団		6741 -03	6741 -031	競輪・競馬等の競走場・競技団	
6741 -04	6741 -041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地		6741 -04	6741 -041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地	
6741 -05	6741 -051	遊戯場		6741 -05	6741 -051	遊戯場	
6741 -09	6741 -099	その他の娯楽		6741 -09	6741 -099	その他の娯楽	
6799 -01	6799 -011	写真業		6799 -01	6799 -011	写真業	
6799 -02	6799 -021	冠婚葬祭業		6799 -02	6799 -021	冠婚葬祭業	
6799 -03	6799 -031	個人教授業		6799 -03	6799 -031	個人教授業	
6799 -04	6799 -041	各種修理業(別掲を除く。)		6799 -04	6799 -041	各種修理業(別掲を除く。)	
6799 -09	6799 -099	その他の対個人サービス		6799 -09	6799 -099	その他の対個人サービス	
6811 -00P	6811 -000P	事務用品		6811 -00P	6811 -000P	事務用品	
6911 -00	6911 -000	分類不明		6911 -00	6911 -000	分類不明	
7000 -00	7000 -000	内生部門計		7000 -00	7000 -000	内生部門計	
7111 -00		家計外消費支出(列)		7111 -00		家計外消費支出(列)	
7211 -00		家計消費支出		7211 -00		家計消費支出	
7212 -00		対家計民間非営利団体消費支出		7212 -00		対家計民間非営利団体消費支出	
7311 -01		中央政府集合的消費支出		7311 -01		中央政府集合的消費支出	内容変更
7311 -02		地方政府集合的消費支出		7311 -02		地方政府集合的消費支出	内容変更
7311 -03		中央政府個別的消費支出		7311 -03		中央政府個別的消費支出	
7311 -04		地方政府個別的消費支出		7311 -04		地方政府個別的消費支出	
7321 -01		中央政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)		7321 -01		中央政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)	内容変更
7321 -02		地方政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)		7321 -02		地方政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)	内容変更
7321 -03		中央政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)		7321 -03		中央政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)	
7321 -04		地方政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)		7321 -04		地方政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)	
7411 -00		国内総固定資本形成(公的)		7411 -00		国内総固定資本形成(公的)	内容変更
7511 -00		国内総固定資本形成(民間)		7511 -00		国内総固定資本形成(民間)	内容変更
7611 -01		生産者製品在庫純増		7611 -01		生産者製品在庫純増	
7611 -02		半製品・仕掛品在庫純増		7611 -02		半製品・仕掛品在庫純増	
7611 -03		流通在庫純増		7611 -03		流通在庫純増	
7611 -04		原材料在庫純増		7611 -04		原材料在庫純増	内容変更
7711 -00		調整項	※注				
7800 -00		国内最終需要計		7800 -00		国内最終需要計	
7900 -00		国内需要合計		7900 -00		国内需要合計	
8011 -01		輸出(普通貿易)		8011 -01		輸出(普通貿易)	※注
8011 -02		輸出(特殊貿易)		8011 -02		輸出(特殊貿易)	
8012 -00		輸出(直接購入)		8012 -00		輸出(直接購入)	
8100 -00		輸出計		8100 -00		輸出計	
8200 -00		最終需要計		8200 -00		最終需要計	
8300 -00		需要合計		8300 -00		需要合計	
8411 -01		(控除)輸入(普通貿易)		8411 -01		(控除)輸入(普通貿易)	
8411 -02		(控除)輸入(特殊貿易)		8411 -02		(控除)輸入(特殊貿易)	
8412 -00		(控除)輸入(直接購入)		8412 -00		(控除)輸入(直接購入)	
8511 -00		(控除)関税		8511 -00		(控除)関税	
8611 -00		(控除)輸入品商品税		8611 -00		(控除)輸入品商品税	
8700 -00		(控除)輸入計		8700 -00		(控除)輸入計	
8800 -00		最終需要部門計		8800 -00		最終需要部門計	
8911 -00		商業マージン(卸売)		8911 -00		商業マージン(卸売)	
8912 -00		商業マージン(小売)		8912 -00		商業マージン(小売)	
9011 -00		貨物運賃(鉄道)		9011 -00		貨物運賃(鉄道)	
9012 -00		貨物運賃(道路)		9012 -00		貨物運賃(道路)	
9013 -01		貨物運賃(沿海内水面)		9013 -01		貨物運賃(沿海内水面)	
9013 -02		貨物運賃(港湾運送)		9013 -02		貨物運賃(港湾運送)	
9014 -00		貨物運賃(航空)		9014 -00		貨物運賃(航空)	
9015 -00		貨物運賃(利用運送)		9015 -00		貨物運賃(利用運送)	
9016 -00		貨物運賃(倉庫)		9016 -00		貨物運賃(倉庫)	
9700 -00		国内生産額		9700 -00		国内生産額	
	7111 -001	宿泊・日当			7111 -001	宿泊・日当	
	7111 -002	交際費			7111 -002	交際費	
	7111 -003	福利厚生費	分割(一部新9113-00へ)		7111 -003	福利厚生費	分割(旧7111-003)
	9111 -000	賃金・俸給			9111 -000	賃金・俸給	
	9112 -000	社会保険料(雇用主負担)			9112 -000	社会保険料(雇用主負担)	内容変更

平成23年(2011年)表			旧部門に対する変更内容	平成27年(2015年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部門名		列部門	行部門	部門名	
	9113 -000	その他の給与及び手当	統合(新9113-000)		9113 -000	その他の給与及び手当	統合(旧9113-000、7111-003の一部)
	9211 -000	営業余剰	統合(新9211-000)		9211 -000	営業余剰	統合(旧9211-000、9411-000の一部)
	9311 -000	資本減耗引当			9311 -000	資本減耗引当	内容変更
	9321 -000	資本減耗引当(社会資本等減耗分)			9321 -000	資本減耗引当(社会資本等減耗分)	内容変更
	9411 -000	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)	分割(一部新6111-01、6112-01、9211-000へ)		9411 -000	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)	分割(旧9411-000)
	9511 -000	(控除)経常補助金			9511 -000	(控除)経常補助金	
	9600 -000	租付加価値部門計			9600 -000	租付加価値部門計	
	9700 -000	国内生産額			9700 -000	国内生産額	

(注) 平成27年表では、23年表の「7711-00 調整項」を部門として設けないが、調整項に該当する金額を「8011-01 輸出(普通貿易)」に含める。

(2) 統合小分類(187部門)

平成23年(2011年)表	対応関係	平成27年(2015年)表	変更内容
0111 穀類		0111 穀類	
0112 いも・豆類		0112 いも・豆類	
0113 野菜		0113 野菜	
0114 果実		0114 果実	
0115 その他の食用作物		0115 その他の食用作物	
0116 非食用作物		0116 非食用作物	
0121 畜産		0121 畜産	
0131 農業サービス		0131 農業サービス	
0151 育林		0151 育林	
0152 素材		0152 素材	
0153 特用林産物		0153 特用林産物	
0171 海面漁業		0171 海面漁業	
0172 内水面漁業		0172 内水面漁業	
0611 金属鉱物		0611 石炭・原油・天然ガス	
0621 石炭・原油・天然ガス		0621 砂利・砕石	コード変更
0631 砂利・砕石		0629 その他の鉱物	コード変更 統合
0639 その他の鉱物			
1111 食肉		1111 畜産食料品	分割・統合
1112 畜産食料品		1112 水産食料品	コード変更
1113 水産食料品		1113 精穀・製粉	コード変更
1114 精穀・製粉		1114 めん・パン・菓子類	コード変更
1115 めん・パン・菓子類		1115 農産保存食料品	分割
1116 農産保存食料品		1116 砂糖・油脂・調味料類	コード変更
1117 砂糖・油脂・調味料類		1119 その他の食料品	分割
1119 その他の食料品			
1121 酒類	一部新6311へ	1121 酒類	
1129 その他の飲料		1129 その他の飲料	統合
1131 飼料・有機質肥料(別掲を除く。)		1131 飼料・有機質肥料(別掲を除く。)	
1141 たばこ		1141 たばこ	
1511 紡績		1511 紡績糸	名称変更
1512 織物		1512 織物	
1513 ニット生地		1513 ニット生地	
1514 染色整理		1514 染色整理	
1519 その他の繊維工業製品		1519 その他の繊維工業製品	
1521 衣服		1521 織物製・ニット製衣服	名称変更
1522 その他の衣服・身の回り品		1522 その他の衣服・身の回り品	
1529 その他の繊維既製品		1529 その他の繊維既製品	
1611 木材		1611 木材	分割
1619 その他の木製品		1619 その他の木製品	統合
1621 家具・装備品		1621 家具・装備品	
1631 パルプ		1631 パルプ	
1632 紙・板紙		1632 紙・板紙	
1633 加工紙		1633 加工紙	
1641 紙製容器		1641 紙製容器	
1649 その他の紙加工品		1649 その他の紙加工品	
1911 印刷・製版・製本		1911 印刷・製版・製本	
2011 化学肥料		2011 化学肥料	
2021 ソーダ工業製品		2021 ソーダ工業製品	
2029 その他の無機化学工業製品		2029 その他の無機化学工業製品	
2031 石油化学基礎製品		2031 石油化学系基礎製品	名称変更
2041 脂肪族中間物・環式中間物		2041 脂肪族中間物・環式中間物・合成染料・有機顔料	名称変更
2042 合成ゴム		2042 合成ゴム	
2049 その他の有機化学工業製品		2049 その他の有機化学工業製品	
2051 合成樹脂		2051 合成樹脂	
2061 化学繊維		2061 化学繊維	
2071 医薬品		2071 医薬品	
2081 油脂加工製品・石けん・界面活性剤・化粧品		2081 油脂加工製品・界面活性剤	分割、名称変更
		2082 化粧品・歯磨	分割特掲
2082 塗料・印刷インキ		2083 塗料・印刷インキ	コード変更

平成23年(2011年)表	対応関係	平成27年(2015年)表	変更内容
2083 写真感光材料			
2084 農薬		2084 農薬	
2089 その他の化学最終製品	→	2089 その他の化学最終製品	統合
2111 石油製品		2111 石油製品	
2121 石炭製品		2121 石炭製品	
2211 プラスチック製品		2211 プラスチック製品	
2221 タイヤ・チューブ		2221 タイヤ・チューブ	
2229 その他のゴム製品		2229 その他のゴム製品	
2311 革製履物		2311 革製履物	
2312 なめし革・毛皮・その他の革製品		2312 なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。)	名称変更
2511 ガラス・ガラス製品		2511 ガラス・ガラス製品	
2521 セメント・セメント製品		2521 セメント・セメント製品	
2531 陶磁器		2531 陶磁器	
2591 建設用土石製品		2591 建設用土石製品	
2599 その他の窯業・土石製品		2599 その他の窯業・土石製品	
2611 銑鉄・粗鋼		2611 銑鉄・粗鋼	
2612 鉄屑		2612 鉄屑	
2621 熱間圧延鋼材		2621 熱間圧延鋼材	
2622 鋼管		2622 鋼管	
2623 冷延・めっき鋼材		2623 冷延・めっき鋼材	
2631 鋳鍛造品		2631 鋳鍛造品(鉄)	名称変更
2699 その他の鉄鋼製品		2699 その他の鉄鋼製品	
2711 非鉄金属製錬・精製		2711 非鉄金属製錬・精製	
2712 非鉄金属屑		2712 非鉄金属屑	
2721 電線・ケーブル		2721 電線・ケーブル	
2729 その他の非鉄金属製品		2729 その他の非鉄金属製品	
2811 建設用金属製品		2811 建設用金属製品	
2812 建築用金属製品		2812 建築用金属製品	
2891 ガス・石油機器・暖房機器		2891 ガス・石油機器・暖房・調理装置	名称変更
2899 その他の金属製品		2899 その他の金属製品	
2911 ボイラ・原動機		2911 ボイラ・原動機	
2912 ポンプ・圧縮機		2912 ポンプ・圧縮機	
2913 運搬機械		2913 運搬機械	
2914 冷凍機・温湿調整装置		2914 冷凍機・温湿調整装置	
2919 その他のはん用機械		2919 その他のはん用機械	
3011 農業用機械		3011 農業用機械	
3012 建設・鉱山機械		3012 建設・鉱山機械	
3013 繊維機械		3013 繊維機械	
3014 生活関連産業用機械		3014 生活関連産業用機械	
3015 基礎素材産業用機械		3015 基礎素材産業用機械	
3016 金属加工機械		3016 金属加工機械	
3017 半導体製造装置		3017 半導体製造装置	
3019 その他の生産用機械		3019 その他の生産用機械	
3111 事務用機械		3111 事務用機械	
3112 サービス用機器		3112 サービス用・娯楽用機器	名称変更
3113 計測機器		3113 計測機器	
3114 医療用機械器具		3114 医療用機械器具	
3115 光学機械・レンズ		3115 光学機械・レンズ	
3116 武器		3116 武器	
3211 電子デバイス	→	3211 電子デバイス	統合
3299 その他の電子部品	→	3299 その他の電子部品	分割
3311 産業用電気機器		3311 産業用電気機器	
3321 民生用電気機器		3321 民生用電気機器	
3331 電子応用装置		3331 電子応用装置	
3332 電気計測器		3332 電気計測器	
3399 その他の電気機械		3399 その他の電気機械	
3411 民生用電子機器	→	3411 通信機器	コード変更、統合
3412 通信機械	→	3412 映像・音響機器	コード変更、名称変更、分割
3421 電子計算機・同附属装置		3421 電子計算機・同附属装置	
3511 乗用車		3511 乗用車	
3521 トラック・バス・その他の自動車		3521 トラック・バス・その他の自動車	
3522 二輪自動車		3522 二輪自動車	

平成23年(2011年)表	対応関係	平成27年(2015年)表	変更内容
3531 自動車部品・同附属品		3531 自動車部品・同附属品	
3541 船舶・同修理		3541 船舶・同修理	
3591 鉄道車両・同修理		3591 鉄道車両・同修理	
3592 航空機・同修理		3592 航空機・同修理	
3599 その他の輸送機械		3599 その他の輸送機械	
3911 がん具・運動用品		3911 がん具・運動用品	
3919 その他の製造工業製品		3919 その他の製造工業製品	
3921 再生資源回収・加工処理		3921 再生資源回収・加工処理	
4111 住宅建築		4111 住宅建築	
4112 非住宅建築		4112 非住宅建築	
4121 建設補修		4121 建設補修	
4131 公共事業		4131 公共事業	
4191 その他の土木建設		4191 その他の土木建設	
4611 電力		4611 電力	
4621 都市ガス		4621 都市ガス	
4622 熱供給業		4622 熱供給業	
4711 水道		4711 水道	
4811 廃棄物処理		4811 廃棄物処理	
5111 卸売		5111 卸売	
5112 小売		5112 小売	
5311 金融		5311 金融	
5312 保険		5312 保険	統合
5511 不動産仲介及び賃貸		5511 不動産仲介及び賃貸	
5521 住宅賃貸料		5521 住宅賃貸料	
5531 住宅賃貸料(帰属家賃)		5531 住宅賃貸料(帰属家賃)	
5711 鉄道旅客輸送		5711 鉄道旅客輸送	
5712 鉄道貨物輸送		5712 鉄道貨物輸送	
5721 道路旅客輸送		5721 道路旅客輸送	
5722 道路貨物輸送(自家輸送を除く。)		5722 道路貨物輸送(自家輸送を除く。)	
5731 自家輸送(旅客自動車)		5731 自家輸送(旅客自動車)	
5732 自家輸送(貨物自動車)		5732 自家輸送(貨物自動車)	
5741 外洋輸送		5741 外洋輸送	
5742 沿海・内水面輸送		5742 沿海・内水面輸送	
5743 港湾運送		5743 港湾運送	
5751 航空輸送		5751 航空輸送	
5761 貨物利用運送		5761 貨物利用運送	
5771 倉庫		5771 倉庫	
5781 こん包		5781 こん包	
5789 その他の運輸附帯サービス		5789 その他の運輸附帯サービス	
5791 郵便・信書便		5791 郵便・信書便	統合
5911 電気通信		5911 通信	分割、統合、名称変更
5919 その他の通信サービス			
5921 放送		5921 放送	
5931 情報サービス		5931 情報サービス	
5941 インターネット附随サービス		5941 インターネット附随サービス	統合
5951 映像・音声・文字情報制作		5951 映像・音声・文字情報制作	
6111 公務(中央)	一部旧9411から	6111 公務(中央)	統合
6112 公務(地方)	一部旧9411から	6112 公務(地方)	統合
6311 学校教育		6311 学校教育	統合、内容変更
6312 社会教育・その他の教育	一部旧1119から	6312 社会教育・その他の教育	
6321 学術研究機関		6321 学術研究機関	内容変更
6322 企業内研究開発		6322 企業内研究開発	
6411 医療		6411 医療	
6421 保健衛生		6421 保健衛生	
6431 社会保険・社会福祉	一部新5312へ	6431 社会保険・社会福祉	分割
6441 介護		6441 介護	
6599 その他の非営利団体サービス		6599 他に分類されない会員制団体	名称変更
6611 物品賃貸業(貸自動車業を除く。)		6611 物品賃貸業(貸自動車業を除く。)	
6612 貸自動車業		6612 貸自動車業	
6621 広告		6621 広告	
6631 自動車整備		6631 自動車整備	
6632 機械修理		6632 機械修理	

平成23年(2011年)表	対応関係	平成27年(2015年)表	変更内容
6699 その他の対事業所サービス		6699 その他の対事業所サービス	
6711 宿泊業		6711 宿泊業	
6721 飲食サービス		6721 飲食サービス	
6731 洗濯・理容・美容・浴場業		6731 洗濯・理容・美容・浴場業	
6741 娯楽サービス		6741 娯楽サービス	
6799 その他の対個人サービス		6799 その他の対個人サービス	
6811 事務用品		6811 事務用品	
6911 分類不明		6911 分類不明	

(注) 対応関係の矢印の線種は、以下の観点から区別している。

実線 : 平成23年(2011年)表における分類の内容の大部分を引き継いでいる場合、再編された場合又は分割された場合

点線 : 平成23年(2011年)表における分類の内容の一部が移動した場合

(3) 統合中分類(107部門)

平成23年(2011年)表	対応関係	平成27年(2015年)表	変更内容
011 耕種農業		011 耕種農業	
012 畜産		012 畜産	
013 農業サービス		013 農業サービス	
015 林業		015 林業	
017 漁業		017 漁業	
061 金属鉱物		061 石炭・原油・天然ガス	コード変更 統合、名称変更
062 石炭・原油・天然ガス		062 その他の鉱業	
063 非金属鉱物			
111 食料品		111 食料品	分割 統合
112 飲料		112 飲料	
113 飼料・有機質肥料(別掲を除く。)		113 飼料・有機質肥料(別掲を除く。)	
114 たばこ		114 たばこ	
151 繊維工業製品		151 繊維工業製品	
152 衣服・その他の繊維既製品		152 衣服・その他の繊維既製品	
161 木材・木製品		161 木材・木製品	
162 家具・装備品		162 家具・装備品	
163 パルプ・紙・板紙・加工紙		163 パルプ・紙・板紙・加工紙	
164 紙加工品		164 紙加工品	
191 印刷・製版・製本		191 印刷・製版・製本	
201 化学肥料		201 化学肥料	
202 無機化学工業製品		202 無機化学工業製品	
203 石油化学基礎製品		203 石油化学系基礎製品	名称変更
204 有機化学工業製品(石油化学基礎製品を除く。)		204 有機化学工業製品(石油化学系基礎製品・合成樹脂を除く。)	名称変更
205 合成樹脂		205 合成樹脂	
206 化学繊維		206 化学繊維	
207 医薬品		207 医薬品	
208 化学最終製品(医薬品を除く。)		208 化学最終製品(医薬品を除く。)	
211 石油製品		211 石油製品	
212 石炭製品		212 石炭製品	
221 プラスチック製品		221 プラスチック製品	
222 ゴム製品		222 ゴム製品	
231 なめし革・毛皮・同製品		231 なめし革・革製品・毛皮	名称変更
251 ガラス・ガラス製品		251 ガラス・ガラス製品	
252 セメント・セメント製品		252 セメント・セメント製品	
253 陶磁器		253 陶磁器	
259 その他の窯業・土石製品		259 その他の窯業・土石製品	
261 鉄鉄・粗鋼		261 鉄鉄・粗鋼	
262 鋼材		262 鋼材	
263 鑄鍛造品		263 鑄鍛造品(鉄)	名称変更
269 その他の鉄鋼製品		269 その他の鉄鋼製品	
271 非鉄金属製錬・精製		271 非鉄金属製錬・精製	
272 非鉄金属加工製品		272 非鉄金属加工製品	
281 建設・建築用金属製品		281 建設用・建築用金属製品	名称変更
289 その他の金属製品		289 その他の金属製品	
291 はん用機械		291 はん用機械	
301 生産用機械		301 生産用機械	
311 業務用機械		311 業務用機械	
321 電子デバイス		321 電子デバイス	統合 分割
329 その他の電子部品		329 その他の電子部品	
331 産業用電気機器		331 産業用電気機器	
332 民生用電気機器		332 民生用電気機器	
333 電子応用装置・電気計測器		333 電子応用装置・電気計測器	
339 その他の電気機械		339 その他の電気機械	
341 通信機械・同関連機器		341 通信・映像・音響機器	名称変更
342 電子計算機・同附属装置		342 電子計算機・同附属装置	
351 乗用車		351 乗用車	
352 その他の自動車		352 その他の自動車	
353 自動車部品・同附属品		353 自動車部品・同附属品	
354 船舶・同修理		354 船舶・同修理	

平成23年(2011年)表	対応関係	平成27年(2015年)表	変更内容
359	その他の輸送機械・同修理	359	その他の輸送機械・同修理
391	その他の製造工業製品	391	その他の製造工業製品
392	再生資源回収・加工処理	392	再生資源回収・加工処理
411	建築	411	建築
412	建設補修	412	建設補修
413	公共事業	413	公共事業
419	その他の土木建設	419	その他の土木建設
461	電力	461	電力
462	ガス・熱供給	462	ガス・熱供給
471	水道	471	水道
481	廃棄物処理	481	廃棄物処理
511	商業	511	商業
531	金融・保険	531	金融・保険
551	不動産仲介及び賃貸	551	不動産仲介及び賃貸
552	住宅賃貸料	552	住宅賃貸料
553	住宅賃貸料(帰属家賃)	553	住宅賃貸料(帰属家賃)
571	鉄道輸送	571	鉄道輸送
572	道路輸送(自家輸送を除く。)	572	道路輸送(自家輸送を除く。)
573	自家輸送	573	自家輸送
574	水運	574	水運
575	航空輸送	575	航空輸送
576	貨物利用運送	576	貨物利用運送
577	倉庫	577	倉庫
578	運輸附帯サービス	578	運輸附帯サービス
579	郵便・信書便	579	郵便・信書便
591	通信	591	通信
592	放送	592	放送
593	情報サービス	593	情報サービス
594	インターネット附随サービス	594	インターネット附随サービス
595	映像・音声・文字情報制作	595	映像・音声・文字情報制作
611	公務	611	公務
631	教育	631	教育
632	研究	632	研究
641	医療	641	医療
642	保健衛生	642	保健衛生
643	社会保険・社会福祉	643	社会保険・社会福祉
644	介護	644	介護
659	その他の非営利団体サービス	659	他に分類されない会員制団体
661	物品賃貸サービス	661	物品賃貸サービス
662	広告	662	広告
663	自動車整備・機械修理	663	自動車整備・機械修理
669	その他の対事業所サービス	669	その他の対事業所サービス
671	宿泊業	671	宿泊業
672	飲食サービス	672	飲食サービス
673	洗濯・理容・美容・浴場業	673	洗濯・理容・美容・浴場業
674	娯楽サービス	674	娯楽サービス
679	その他の対個人サービス	679	その他の対個人サービス
681	事務用品	681	事務用品
691	分類不明	691	分類不明

(注) 対応関係の矢印の線種は、以下の観点から区別している。

実線 : 平成23年(2011年)表における分類の内容の大部分を引き継いでいる場合、再編された場合又は分割された場合

点線 : 平成23年(2011年)表における分類の内容の一部が移動した場合

(4) 統合大分類(37部門)

平成23年(2011年)表		対応関係	平成27年(2015年)表		変更内容
01	農林水産業		01	農林漁業	名称変更
06	鉱業		06	鉱業	
11	飲食料品	→	11	飲食料品	分割
15	繊維製品	↘	15	繊維製品	
16	パルプ・紙・木製品	一部新63へ	16	パルプ・紙・木製品	
20	化学製品		20	化学製品	
21	石油・石炭製品		21	石油・石炭製品	
22	プラスチック・ゴム		22	プラスチック・ゴム製品	名称変更
25	窯業・土石製品		25	窯業・土石製品	
26	鉄鋼		26	鉄鋼	
27	非鉄金属		27	非鉄金属	
28	金属製品		28	金属製品	
29	はん用機械		29	はん用機械	
30	生産用機械		30	生産用機械	
31	業務用機械		31	業務用機械	
32	電子部品		32	電子部品	
33	電気機械		33	電気機械	
34	情報・通信機器		34	情報通信機器	名称変更
35	輸送機械		35	輸送機械	
39	その他の製造工業製品		39	その他の製造工業製品	
41	建設		41	建設	
46	電力・ガス・熱供給		46	電力・ガス・熱供給	
47	水道		47	水道	
48	廃棄物処理		48	廃棄物処理	
51	商業		51	商業	
53	金融・保険	→	53	金融・保険	統合
55	不動産	一部旧64から	55	不動産	
57	運輸・郵便	→	57	運輸・郵便	統合
59	情報通信	→	59	情報通信	分割
61	公務	一部旧94から 一部旧11から	61	公務	統合
63	教育・研究	→	63	教育・研究	統合、内容変更
64	医療・福祉	一部新53へ	64	医療・福祉	分割
65	その他の非営利団体サービス		65	他に分類されない会員制団体	名称変更
66	対事業所サービス		66	対事業所サービス	
67	対個人サービス		67	対個人サービス	
68	事務用品		68	事務用品	
69	分類不明		69	分類不明	

(注) 対応関係の矢印の線種は、以下の観点から区別している。

実線 : 平成23年(2011年)表における分類の内容の大部分を引き継いでいる場合、再編された場合又は分割された場合

点線 : 平成23年(2011年)表における分類の内容の一部が移動した場合

〔別表4〕

平成27年(2015年)産業連関表における政府及び独立行政法人等の格付け及び平成23年表からの変更点等

1 格付けの意義

政府及び独立行政法人等の格付けとは、これらの機関の活動を、「生産活動主体分類」別に、「非市場生産者（一般政府）（内訳として、公務、準公務及び社会保障基金の3区分）」、「非市場生産者（対家計民間非営利団体）」、又は、「市場生産者（内訳として、公的活動及び民間活動（会員制企業団体を含む。）の2区分）」^{（注）}のいずれかに区分した上で、さらに基本分類への当てはめを行う作業（1機関＝1アクティビティとは限らない。）であり、以下に掲げる必要性から、不可欠な作業である。

① 統計調査などの結果から作成されるいわゆる一次統計では、一般的に、政府及び独立行政法人等が対象とされないことが多い。そのため、政府及び独立行政法人等の格付けは、国内生産額を推計するに際して、これら機関の活動による生産額を、どの部門の生産額に含めるのかを明確にし、該当する部門の正確な国内生産額推計に資することとなる。

② 「非市場生産者（一般政府）」と「非市場生産者（対家計民間非営利団体）」は、後記4記載のとおり、経費の積上げをもって国内生産額とするため、営業余剰が存在しないものとして扱っている。一方、「市場生産者」は、売上高や収入を国内生産額としているため営業余剰が存在するものとして扱っている。このように、両者の間には、国内生産額の推計方法や投入構造に大きな差異があり、政府及び独立行政法人等においても、それぞれの機関の性格により、それらを区分して扱う必要がある。

③ 格付けを行うことにより、その機関の資本形成が、公的資本形成なのか、民間資本形成なのか明確になり、公共投資による資本形成などの分析がよりの確なものとなる。また、固定資本マトリックスを作成するに当たり、その資本財がどの部門によって購入されたのかを明らかにする上でも、格付けは不可欠のものである。

（注）平成23年表までは、国民経済計算における「経済活動別分類」と同様に、生産活動主体分類の体系を「政府サービス生産者」、「対家計民間非営利サービス生産者」、「産業」の3つの区分に大別していた。しかし、平成28年に行われた国民経済計算の基準改定により、経済活動別分類上ではこれらの区分がなくなったため、生産活動主体分類における区分の名称変更を行った。

2 格付けの対象とする範囲

格付けの対象とする政府及び独立行政法人等の範囲は、以下のとおりとした（平成27年12月末現在）。

なお、非市場生産者（一般政府）及び市場生産者（公的活動）に格付けられる機関は、別表において網羅している。

(1) 中央政府が行う活動

国の全ての行政機関であり、その活動に伴う一般会計及び全ての特別会計に関する活動を含む。

(2) 地方政府が行う活動

地方公共団体の全ての行政機関であり、その活動に伴う一般会計、全ての事業会計及びその他の会計（財産区、地方開発事業団、港務局に関するもの）に関する活動を含むとともに、地方公社（住宅、土地、道路に関するもの）に関する活動も含む。

(3) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人が行う活動

次のアからウまでに掲げるものとした。

具体的には、総務省が公表している「独立行政法人一覧」及び「特殊法人一覧」並びに行政改革大綱及び特殊法人等改革基本法に基づき平成13年12月に閣議決定した「特殊法人等整理合理化計画」で対象となっているものとした。

ア 独立行政法人

国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう（国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本司法支援センター及び地方独立行政法人を含む。）。

イ 特殊法人

法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人をいう（ただし、「民間法人化された特殊法人」を除く。）。

ウ 認可法人

特別の法律に基づき、数を限定して設立される法人で、民間等の関係者が発起人となって自主的に設立されるものであるが、その設立につき又は設立の際の定款等につき主務大臣の認可にかからしめている法人をいう（ただし、「民間

法人化された認可法人」を除く。)。また、地方共同法人を含む。

(4) その他

別表に掲げる機関で、前記(1)～(3)以外のもの。

3 格付けの基準

政府及び独立行政法人等の格付けは、原則として、国民経済計算における「政府諸機関の分類（格付け）」に準じた以下の基準に基づき行った（別表4（参考）「政府及び独立行政法人等の格付けチャート表」を参照）。

なお、格付けは、原則として、機関単位で行った。ただし、当該機関がアクティビティの異なる複数の事業を行い、当該事業が財務諸表上区分されている場合は、事業別に格付けを行った。また、特別会計等の法人組織以外の活動については、可能な範囲で法律に基づく勘定等まで分割した。

(1) 社会保障基金の区分

以下の基準を全て満たす社会保険事業を「社会保障基金」に格付けた。

- ① 政府による賦課・支配
- ② 社会の全体又は特定の部分をカバー
- ③ 強制的加入・負担

(2) 金融機関、非金融機関の区分

前記(1)において、「社会保障基金」とされなかった機関について、その売上高の50%以上が、金融仲介活動又は補助的金融活動に伴うものである場合には、「金融機関」に格付けし、それ以外は「非金融機関」に格付けた。^(注※)

(3) 市場性の有無

前記(2)において、「非金融機関」とされた機関について、その売上高が生産費用の50%以上であれば、市場性があるものとして、「市場生産者」に格付けた。

^(注※)

^(注※) この基準を適用することにより、①当該機関の活動内容が適切に表せない場合、②産業連関表の作表上、当該機関に係る計数を適切に表章できない場合又は生産額等の推計が困難となる場合には、この基準によることなく、別途、金融機関への該当性及び市場性を判断した（別表において「(注1)」を付している。）。

(4) 政府による所有・支配の有無

次の①又は②を満たす場合には、政府による所有又は支配があるものとした。

- ① 政府が議決権の過半数を保有している。
- ② 政府が取締役会等の統治機関を支配している（過半数の任命権を持つ。）。

ア 前記(3)において、「市場生産者」に格付けられなかった機関のうち、政府による所有又は支配がないものは「非市場生産者（対家計民間非営利団体）」に格

付け、それ以外は「一般政府」に格付けた。

イ 前記(2)において「金融機関」に格付けられた機関及び(3)において「市場生産者」に格付けられた機関のうち、政府による所有又は支配があるものは「市場生産者」の内訳である「公的活動」に格付け、それ以外は「民間活動」に格付けた。

(5) 公務・準公務の区分

前記(4)アにおいて、「一般政府」に格付けられた機関のうち、「市場生産者」部門に類似の活動が存在する場合は、原則として「準公務」に格付けし、それ以外は「公務」に格付けた。

4 計数の取扱い等

政府及び独立行政法人等の活動は、「生産活動主体分類」によって、①一般政府、②対家計民間非営利団体、③市場生産者に大別されるが、コスト構造や活動資金の源泉といった面で、一般の産業と大きく異なっている。そこで、それらの計数について、以下のように取り扱っている。

(1) 「一般政府」のうちの「準公務」(政府研究機関及び地方政府研究機関を除く。)、 「社会保障基金」及び「対家計民間非営利団体」(研究機関を除く。)

ア 国内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上されない。

イ 産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業又は家計から支払われた料金相当額をその負担部門(つまり、料金を支払った産業又は家計)に計上し、残りの額のほとんどが、当該部門の「中央政府個別的消費支出」、「地方政府個別的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」となる。

(2) 「一般政府」のうちの「準公務」(政府研究機関及び地方政府研究機関)及び 「対家計民間非営利団体」(研究機関)

ア 国内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上されない。

イ 産出先は、研究開発に係る支出は、「国内総固定資本形成(公的)」、「国内総固定資本形成(民間)」に計上し、残りの額を、当該部門の「中央政府集合的消費支出」、「地方政府集合的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

(3) 「一般政府」のうちの「公務」

ア 国内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上されない。

イ 産出先は、ほとんどが「中央政府集合的消費支出」又は「地方政府集合的消費支出」となる。

(4) 「市場生産者」のうちの「公的活動」

「公的活動」に格付けられたものについては、生産活動主体分類上、民間活動と同じ「市場生産者」に該当するものであることから、その計数の取扱いにおいては、民間活動と同一に扱われる。

ただし、公的活動の行った固定資本形成は「国内総固定資本形成（公的）」に計上される。

(5) 建設に関する活動の取扱い

建設に関する一般政府の活動及び産業の公的活動については、計画及び管理等の活動のみを対象として当該機関の格付けを行う。

ただし、当該機関の主たる活動が、建設活動（発注者主体等の形態も含む。）である場合には、当該機関によって資本形成される建設工事の種類（産業連関表の行部門）が特定できるようにするため、該当する基本分類を「主たる建設活動」欄に示す。

〔別表〕

1 中央政府が行う活動

平成27年12月末現在

機関・会計等の名称	平成27年(2015年)表における格付け							平成23年表からの主体分類変更点等
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
【一般会計】								
下記以外	○							
学校給食		学校給食(国公立)						
水路、灯台業務		水運施設管理(国営)						
社会教育		社会教育(国公立)						
教育訓練機関		その他の教育訓練機関(国公立)						
政府研究機関		・学校教育(国公立) ・自然科学研究機関(国公立) ・人文・社会科学 研究機関(国公立)						
保健衛生		保健衛生(国公立)						
社会福祉		社会福祉(国公立)						
公務員住宅賃貸					住宅賃貸料			
国有林野事業	○						農林関係公事業	平成25年4月に「国有林野事業特別会計」(廃止)から移行
うち育林・素材					育林・素材(注1)			
【特別会計】								
(1事業特別会計)								
国有林野事業債務管理特別会計	○							平成25年4月に設置
(2保険事業特別会計)								
地震再保険特別会計					損害保険			
年金特別会計								
基礎年金勘定			社会保険事業					
国民年金勘定			社会保険事業					
厚生年金勘定			社会保険事業					
健康勘定			社会保険事業					
業務勘定			社会保険事業					
子ども・子育て支援勘定			社会保険事業					平成27年4月に名称変更
労働保険特別会計								
労災勘定			社会保険事業					
雇用勘定			社会保険事業					
徴収勘定			社会保険事業					
貿易再保険特別会計					損害保険			
(3行政の事務特別会計)								
食料安定供給特別会計								
農業経営安定勘定	○							
食糧管理勘定	○							平成26年4月に「米管理勘定」及び「麦管理勘定」を統合
農業共済再保険勘定					損害保険			平成26年4月に「農業共済再保険特別会計」(廃止)から移行
漁船再保険勘定					損害保険			平成26年4月に「漁船再保険」(廃止)及び「漁業共済保険特別会計」(廃止)から移行
漁業共済保険勘定					損害保険			
国営土地改良事業勘定	○							
業務勘定	○							
特許特別会計	○ (注1)							「公的活動」から「公務」に主体分類の変更
自動車安全特別会計								
保障勘定					損害保険			
自動車事故対策勘定					損害保険			
自動車検査登録勘定					自動車整備			「準公務」から「公的活動」に主体分類の変更
空港整備勘定					航空施設管理			・平成26年4月に「社会資本整備特別会計」(廃止)から移行 ・「整備」と「管理運営」を統合し、勘定全体で格付け

生産活動主体分類 機関・会計等の名称	平成27年(2015年)表における格付け							平成23年表からの主体分類変更点等
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
(4資金運用特別会計)								
財政投融资特別会計								
財政融資資金勘定					金融			
投資勘定					金融			
特定国有財産整備勘定	○							
外国為替資金特別会計	○							
(5整理区分特別会計)								
交付税及び譲与税配付金特別会計	○							平成26年4月に「交通安全対策特別交付金勘定」が一般会計に移行
国債整理基金特別会計	○							
(6その他)								
エネルギー対策特別会計								
電源開発促進勘定	○							
エネルギー需給勘定	○							
原子力損害賠償支援勘定	○							
東日本大震災復興特別会計	○							平成24年4月に設置

2 地方政府が行う活動

生産活動主体分類 機関・会計等の名称	平成27年(2015年)表における格付け							平成23年表からの主体分類変更点等
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
【普通会計】								
下記以外	○							
学校給食		学校給食 (国公立)						
清掃事業		廃棄物処理 (公営)						
住宅事業					住宅賃貸料			
造林事業					育林・素材 (注1)			
学校教育		・学校教育(国公立) ・自然科学研究機関 (国公立) ・人文・社会科学研 究機関(国公立)						基本分類の追加
社会教育		社会教育 (国公立)						
教育訓練機関		その他の教育訓 練機関(国公立)						
地方政府研究機関		・自然科学研究機関 (国公立) ・人文・社会科学研 究機関(国公立)						
保健衛生		保健衛生(国公 立)						
社会福祉		社会福祉(国公 立)						
港湾管理		水運施設管理 (国公営)						
空港管理		航空施設管理 (公営)						
失業者就労事業	○							
公務員住宅賃貸					住宅賃貸料			
一部事務組合	○							
【公営事業会計】								
(1地方公営企業)								
上水道・簡易水道事業					上水道・簡易水 道			
工業用水道事業					工業用水			
交通事業					・鉄道旅客輸送 ・バス ・沿海・内水面旅 客輸送			基本分類の追加
電気事業					電力			
ガス事業					都市ガス			
病院事業					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			
下水道事業		下水道				河川・下水道・そ の他の公共事業		
港湾事業					水運施設管理			「準公務」から「公的活動」に主体分類変更
市場事業					卸売			
と畜場事業					食肉 (注1)			
観光施設事業					(各アクティビティに 含まれる。)			
宅地造成事業					不動産仲介・管 理業	その他の土木建 設		
有料道路事業					道路輸送施設 提供	道路関係公共 事業		
駐車場整備事業					道路輸送施設 提供			
介護サービス 居宅サービス・地域密着 型サービス等					介護(施設サー ビスを除く。)			
施設サービス					介護(施設サー ビス)			
その他事業 地域し尿処理施設		廃棄物処理 (公営)						格付対象の追加
その他					(各アクティビティに 含まれる。)			
(2その他の事業)								
競馬、競輪、小型自動車 競走、競艇					競輪・競馬等の競 走場・競技団			
宝くじ					その他の対個人 サービス			
交通災害共済事業					損害保険			
農業共済事業					損害保険			

生産活動主体分類 機関・会計等の名称	平成27年(2015年)表における格付け							平成23年表からの主体分類変更点等
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
公立大学附属病院事業					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			
国民健康保険事業 事業勘定			社会保険事業					
直診勘定					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			
介護保険事業 介護保険事務			社会保険事業					
居宅サービス・地域密着 型サービス等					介護(施設サー ビスを除く。)			
施設サービス					介護(施設サー ビス)			
後期高齢者医療事業			社会保険事業					
一部事務組合	○							
【公社】								
住宅供給公社					住宅賃貸料			
土地開発公社					不動産仲介・管 理業		その他の土木建 設	
地方道路公社					道路輸送施設 提供		道路関係公共 事業	
【その他の会計】								
財産区	○							
地方開発事業団	○							
港務局 整備	○						河川・下水道・そ 他の公共事業	
管理運営		水運施設管理 (国公営)						

3 独立行政法人が行う活動

機関・会計等の名称	平成27年(2015年)表における格付け							平成23年表からの主体分類変更点等
	非市場生産者 (一般政府)			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
(内閣府)								
独立行政法人国立公文書館	○							
国立研究開発法人日本医療研究開発機構		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に設立
独立行政法人国民生活センター	○							
独立行政法人北方領土問題対策協会	○							
(総務省)								
国立研究開発法人情報通信研究機構		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
独立行政法人統計センター	○							
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構					金融			
(外務省)								
独立行政法人国際協力機構					金融			
有償資金協力業務								
その他	○							
独立行政法人国際交流基金	○							
(財務省)								
独立行政法人酒類総合研究所		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人造幣局					その他の金属製品			
コイン								
勲章					身辺細貨品			
独立行政法人国立印刷局					印刷・製版・製本 洋紙・和紙			
(文部科学省)								
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所		人文・社会科学研究機関(国公立)						
独立行政法人大学入試センター					その他の対事業所サービス			
独立行政法人国立青少年教育振興機構		社会教育(国公立)						
独立行政法人国立女性教育会館		社会教育(国公立)						
独立行政法人国立科学博物館		社会教育(国公立)						
国立研究開発法人物質・材料研究機構		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人防災科学技術研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人放射線医学総合研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
独立行政法人国立美術館		社会教育(国公立)						
独立行政法人国立文化財機構		社会教育(国公立)						
独立行政法人教員研修センター		その他の教育訓練機関(国公立)						
国立研究開発法人科学技術振興機構								・平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更 ・「一般勘定」と平成25年度に設置された「革新的技術研究開発業務勘定」を一体的に格付け
一般勘定及び革新的新技術研究開発業務勘定		自然科学研究機関(国公立)						
文献情報提供勘定					情報サービス			
独立行政法人日本学術振興会	○							
国立研究開発法人理化学研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構		自然科学研究機関(国公立)						・平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更 ・「宇宙開発」と「宇宙科学研究及び航空宇宙技術研究」を統合し、法人全体で格付け
独立行政法人日本スポーツ振興センター								
災害共済給付勘定					損害保険			
免責特約勘定					損害保険			
投票勘定					その他の対個人サービス			
一般勘定及び特定業務勘定					スポーツ施設提供 業・公園・遊園地			「一般勘定」と平成25年度に設置された「特定業務勘定」を一体的に格付け
独立行政法人日本芸術文化振興会	○							
独立行政法人日本学生支援機構					金融			
国立研究開発法人海洋研究開発機構		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更

生産活動主体分類 機関・会計等の名称	平成27年(2015年)表における格付け							平成23年表からの主体分類変更点等
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
独立行政法人国立高等専門学校機構		・学校教育(国公立) ・自然科学研究機関(国公立) ・人文・社会科学 研究機関(国公立)						基本分類の追加
独立行政法人大学評価・学位授与機構	○							
独立行政法人国立大学財務・経営センター					不動産賃貸業			
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構								平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
一般勘定及び電源利用勘定		自然科学研究機関(国公立)						「原子力研究」と「核燃料サイクル開発」を統合し、勘定ごとに分割
埋設処分業務勘定	○							
(厚生労働省)								
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所		自然科学研究機関(国公立)						・平成27年4月に設立 ・「独立行政法人医薬基盤研究所」と「独立行政法人国立健康・栄養研究所」が統合
独立行政法人労働安全衛生総合研究所		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人勤労者退職金共済機構					生命保険			「社会保障基金」から「公的活動」に主体分類の変更
独立行政法人福祉医療機構					金融			
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		社会福祉(国公立)						
独立行政法人労働政策研究・研修機構		人文・社会科学 研究機関(国公立)						
研究活動								
研修業務		その他の教育訓練機関(国公立)						
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構								
高齢・障害者雇用支援勘定	○							
障害者雇用納付金勘定	○							
障害者職業能力開発勘定		その他の教育訓練機関(国公立)						
独立行政法人労働者健康安全機構					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			
独立行政法人国立病院機構					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			
独立行政法人医薬品医療機器総合機構					社会福祉			
独立行政法人地域医療機能推進機構					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			・平成26年4月に設立 ・「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」から移行
年金積立金管理運用独立行政法人			社会保険事業					
国立研究開発法人国立がん研究センター					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人国立循環器病研究センター					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人国立国際医療研究センター					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人国立成育医療研究センター					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
(農林水産省)								
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	○							
独立行政法人種苗管理センター	○							
独立行政法人家畜改良センター	○							
独立行政法人水産大学校		その他の教育訓練機関(国公立)						
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人農業生物資源研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人農業環境技術研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更

生産活動主体分類 機関・会計等の名称	平成27年(2015年)表における格付け							平成23年表からの主体分類変更点等
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
国立研究開発法人森林総合研究所 林保険業務勘定					損害保険			平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更 平成27年4月に「森林保険特別会計」(廃止)から移行
その他		自然科学研究機関(国公立)						
国立研究開発法人水産総合研究センター		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
独立行政法人農畜産業振興機構	○							
独立行政法人農業者年金基金 特例付加年金勘定					生命保険			「社会保障基金」から「公的活動」に主体分類の変更
農業者高齢年金等勘定					生命保険			
旧年金勘定			社会保険事業					
農地売買貸借等勘定	○							
独立行政法人農林漁業信用基金					・金融 ・損害保険			
(経済産業省)								
独立行政法人経済産業研究所		人文・社会科学研究機関(国公立)						
独立行政法人工業所有権情報・研修館	○							
独立行政法人日本貿易保険					損害保険			
国立研究開発法人産業技術総合研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
独立行政法人製品評価技術基盤機構	○							
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	○							平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
独立行政法人日本貿易振興機構	○							
独立行政法人情報処理推進機構	○							
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 資源備蓄事業	○							「公的活動」から「公務」に主体分類の変更
その他					その他の対事業所サービス			
独立行政法人中小企業基盤整備機構 一般勘定	○							
産業基盤整備勘定					金融			
施設整備等勘定					・不動産仲介・管理業 ・不動産賃貸業			
小規模企業共済勘定					生命保険			「社会保障基金」から「公的活動」に主体分類の変更
中小企業倒産防止共済勘定					金融			
出資承継勘定					金融			
(国土交通省)								
国立研究開発法人土木研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人建築研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
独立行政法人交通安全環境研究所		自然科学研究機関(国公立)						
国立研究開発法人海上技術安全研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人港湾空港技術研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人電子航法研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
独立行政法人航海訓練所		その他の教育訓練機関(国公立)						
独立行政法人海技教育機構		その他の教育訓練機関(国公立)						
独立行政法人航空大学校		その他の教育訓練機関(国公立)						
自動車検査独立行政法人					自動車整備			

生産活動主体分類 機関・会計等の名称	平成27年(2015年)表における格付け							平成23年表からの主体分類変更点等
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構					金融			
鉄道助成								
鉄道建設					鉄道輸送		鉄道軌道建設	
船舶の共用建造					沿海内水面輸送			
高度船舶技術支援					会員制企業団体			
地域公共交通等					金融			平成27年8月に設置
国鉄清算事業					鉄道輸送			
独立行政法人国際観光振興機構	○							
独立行政法人水資源機構	○						・河川・下水道・その他の公共事業 ・農林関係公共事業	
独立行政法人自動車事故対策機構	○							
独立行政法人空港周辺整備機構					航空施設管理			「公務」から「公的活動」に主体分類の変更
独立行政法人都市再生機構					・不動産仲介・管理業 ・不動産賃貸業住宅賃貸料		・住宅建築(非木造) ・非住宅建築(非木造) ・その他の土木建築	
独立行政法人奄美群島振興開発基金					金融			
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	○							
独立行政法人住宅金融支援機構								
資金貸付					金融			
団体信用生命保険					生命保険			
住宅融資保険					損害保険			
証券化支援					金融			
(環境省)								
国立研究開発法人国立環境研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
独立行政法人環境再生保全機構	○							
(防衛省)								
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	○							
(その他)								
日本司法支援センター					法務・財務・会計サービス			
国立大学法人		・学校教育(国公立) ・自然科学研究機関(国公立) ・人文・社会科学研究機関(国公立)						基本分類の追加
附属病院					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			
大学共同利用機関法人								
人間文化研究機構		人文・社会科学研究機関(国公立)						
その他の機構		自然科学研究機関(国公立)						
地方独立行政法人								
大学		・学校教育(国公立) ・自然科学研究機関(国公立) ・人文・社会科学研究機関(国公立)						基本分類の追加
病院					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			
試験研究機関		自然科学研究機関(国公立)						

4 特殊法人等が行う活動

生産活動主体分類 機関・会計等の名称	平成27年(2015年)表における格付け							平成23年表からの主体分類変更点等
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保険基金		公的活動	民間活動		
【特殊法人】								
(事業団)								
日本私立学校振興・共済事業団								
助成事業	○ (注1)							
宿泊事業						宿泊業		
その他共済関連事業								
退職等年金経理						生命保険		平成27年10月に設置
(公庫)								
株式会社日本政策金融公庫						金融		
信用保険事業						損害保険		
沖縄振興開発金融公庫						金融		
(金庫・特殊銀行)								
株式会社国際協力銀行						金融		平成24年4月に設立
株式会社日本政策投資銀行						金融		
株式会社商工組合中央金庫							金融	
(特殊会社)								
日本たばこ産業株式会社						たばこ		
日本電信電話株式会社						固定電気通信		
東日本電信電話株式会社						固定電気通信		
西日本電信電話株式会社						固定電気通信		
北海道旅客鉄道株式会社						鉄道旅客輸送		
四国旅客鉄道株式会社						鉄道旅客輸送		
九州旅客鉄道株式会社						鉄道旅客輸送		
日本貨物鉄道株式会社						鉄道貨物輸送		
東京地下鉄株式会社						鉄道旅客輸送		
新関西国際空港株式会社						航空施設管理		平成24年4月に設立
成田国際空港株式会社						航空施設管理		
東日本高速道路株式会社						道路輸送施設提供		
中日本高速道路株式会社						道路輸送施設提供		
西日本高速道路株式会社						道路輸送施設提供		
首都高速道路株式会社						道路輸送施設提供		
阪神高速道路株式会社						道路輸送施設提供		
本州四国連絡高速道路株式会社						道路輸送施設提供		
中間貯蔵・環境安全事業株式会社								
中間貯蔵事業						廃棄物処理		平成26年12月に設置
環境安全事業						廃棄物処理		
日本郵政株式会社						郵便・信書便		
日本郵便株式会社						郵便・信書便		平成24年10月に「郵便局株式会社」と「郵便事業株式会社」が統合
株式会社ゆうちょ銀行						金融		
株式会社かんぽ生命保険						生命保険		
日本アルコール産業株式会社							その他の有機化学工業製品	
輸出入・港湾関連情報処理センター						情報サービス		
(その他の特殊法人)								
<協会>								
日本放送協会						公共放送		
<その他>								
沖縄科学技術大学院大学学園						学校教育(私立)		「公務」から「非市場生産者(対家計民間非営利団体)」に主体分類変更
放送大学院学園						学校教育(私立)		
日本中央競馬会						競輪・競馬等の競走場・競技団		
日本年金機構							社会保険事業	

生産活動主体分類 機関・会計等の名称	平成27年(2015年)表における格付け							平成23年表からの主体分類変更点等
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
【認可法人】								
(銀行)								
日本銀行					金融			
(地方共同法人)								
日本下水道事業団		下水道					河川・下水道・その他の公共事業	
地方公務員災害補償基金			社会保険事業					
地方公共団体金融機構					金融			
地方競馬全国協会					会員制企業団体			
(機構)								
預金保険機構					金融			
農水産業協同組合貯金保険機構					金融			
地方公共団体情報システム機構	○							平成26年4月に設立
原子力損害賠償・廃炉等支援機構					金融			平成26年8月に「原子力損害賠償支援機構」から改組
(共済組合等)								
国家公務員共済組合・同連合会			社会保険事業					
宿泊事業						宿泊業		
退職等年金経理						生命保険		平成27年10月に設置
地方公務員共済組合(同連合会, 地方職員共済組合を除く)			社会保険事業					
宿泊事業						宿泊業		
地方公務員共済組合連合会			社会保険事業					
退職等年金経理						生命保険		平成27年10月に設置
地方職員共済組合			社会保険事業					
宿泊事業						宿泊業		
退職等年金経理						生命保険		平成27年10月に設置
警察共済組合			社会保険事業					
宿泊事業						宿泊業		
退職等年金経理						生命保険		平成27年10月に設置
公立学校共済組合			社会保険事業					
宿泊事業						宿泊業		
退職等年金経理						生命保険		平成27年10月に設置
都道府県議会議員共済会, 市議会議員共済会, 町村議会議員共済会			社会保険事業					
日本たばこ産業共済組合			社会保険事業					
日本鉄道共済組合			社会保険事業					
日本製鉄八幡共済組合			社会保険事業					
消防団員等公務災害補償等共済基金			社会保険事業					
石炭鉱業年金基金			社会保険事業					
農林漁業団体職員共済組合			社会保険事業					
エス・ティ・ティ企業年金基金 旧年金経理			社会保険事業					
社会保険診療報酬支払基金			社会保険事業					
(その他)								
日本赤十字社				社会福祉(非営利)				
一般								
医療施設						・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)		
血液事業						医薬品		
社会福祉施設				社会福祉(非営利)				
介護(居宅サービス等)						介護(施設サービスを除く。)		
介護(施設サービス)						介護(施設サービス)		
電力広域的運営推進機関					会員制企業団体			平成27年4月に設立

生産活動主体分類 機関・会計等の名称	平成27年(2015年)表における格付け							主たる建設活動	平成23年表からの主体分類変更点等	
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		公的活動			民間活動
	公務	準公務	社会保障基金							
【その他】										
健康保険組合・同連合会 宿泊事業			社会保険事業					宿泊業		
国民健康保険組合・全国国民健康保険組合協会 宿泊事業			社会保険事業					宿泊業		
全国健康保険協会 健康保険勘定			社会保険事業							
船員保険勘定			社会保険事業							
株式会社産業革新機構						金融				
株式会社農林漁業成長産業化支援機構						金融			平成25年2月に設立	
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構						金融			平成24年2月に設立	
株式会社民間資金等活用事業推進機構						金融			平成25年10月に設立	
株式会社海外需要開拓支援機構						金融			平成25年11月に設立	
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構						金融(注1)			平成26年10月に設立	
株式会社地域経済活性化支援機構						金融			平成25年3月に名称変更	

(注1) 格付け基準「(3)市場性の有無」を適用することにより、①当該機関(法人)の活動内容が適切に表せない場合、②産業連関表の表上、当該機関(法人)に係る計数を適切に表章できない場合又は生産額等の推計が困難となる場合に該当すると判断し、別途、金融機関への該当性及び市場性を判断して格付けを行った機関(法人)。

(注2) 「機関・会計等の名称欄」に網かけを付しているものは、平成23年表から変更があるもの。

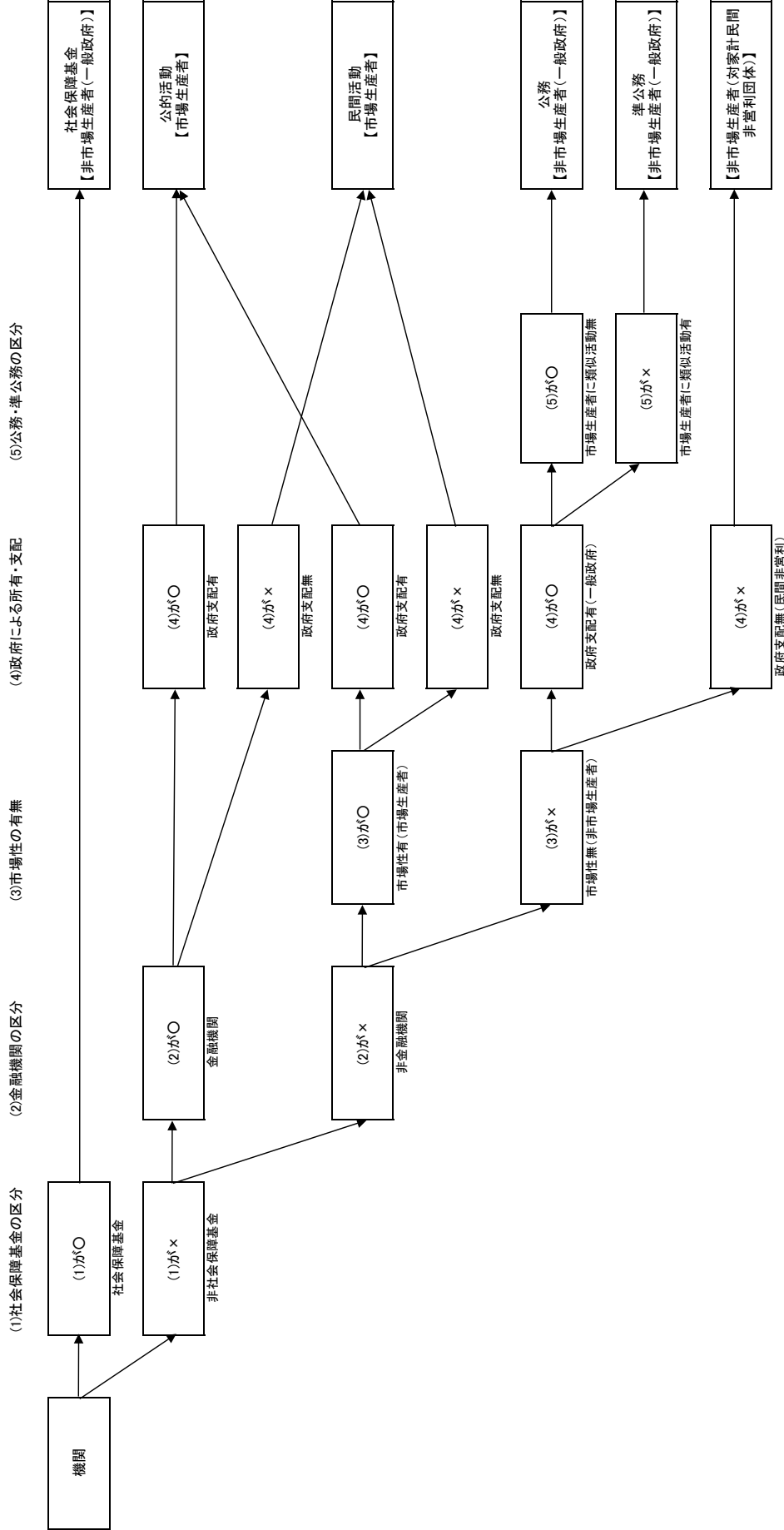
(注3) 次に掲げる法人については、平成23年表作成時には本表に搭載していたが、その後、民間法人化又は廃止等され、今回の本表には搭載していない。

独立行政法人

独立行政法人平和祈念事業特別基金
独立行政法人日本万国博覧会記念機構
独立行政法人原子力安全基盤機構
独立行政法人海上災害防止センター

政府及び独立行政法人等の格付けチャート表

別表4(参考)



- (1)【社会保障基金の該当】以下の①から③を全て満たす
 - ①政府による賦課・支配、②社会の全体又は特定の部分をカバー、③強制的加入・負担
- (2)【金融機関の該当】売上高の50%以上が金融仲介活動等による
- (3)【市場性の有無】売上高が生産費用の50%以上
- (4)【政府による所有・支配】以下の①又は②を満たす
 - ①政府が議決権の過半数を保有
 - ②取締役会等の統治機関を支配(過半数の任命権を持つ)
- (5)【公務・準公務の区分】「市場生産者」部門に類似の活動が存在しない

